



金融の将来—新しい金融規制動向と気候関連金融リスク、 コンダクトリスク管理

2022年9月
RAF研究所
CEO 大山剛

目次

1. 国際金融規制・監督を巡る動向（2022年中＜8月中旬まで＞）

2. 気候関連金融リスクに係る規制・監督動向、及びリスク管理動向

3. コンダクトリスクに係る規制・監督動向、及びリスク管理上の注意点

1. 国際金融規制・監督を巡る動向 (2022年中＜8月中旬まで＞)

規制動向概観 1/2

- 2022年中(8月中旬まで)のグローバル金融規制の動きをみると、「気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き」が圧倒的な存在感を示したほか、「デジタル資産に係る規制・監督の動き」も非常に多かった。後者は特に、「AML/CFTに係る規制・監督の動き」や「オペレーショナル・レジリエンシー(含むサイバーセキュリティ)に係る規制・監督の動き」とセットで議論される傾向が強かった。このほか、国際機関を中心に「ポストコロナ対応に係る規制・監督の動き」や、米英当局を中心とした「ミスコンダクト(含む金融包摂)に係る規制・監督の動き」も目立った。
- やや子細にみると、以下のようなイベントが重要な動きとして挙げられる。
 - ✓ 「気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き」に関しては、これまで以上に多くの数の規制ガイダンス等が国際機関(FSB、BCBS、ISSB)、欧州当局、米国当局等から公表されており、従来の「ハイレベル」の内容から、金融機関の実務的視点からみた具体的なプラクティスといった内容へのシフトが進んでいる。また国際機関では、NGFSがリスクベースのアプローチに立った場合、どの程度明確に気候変動リスクを認識できるのかを分析したペーパーを公表し注目をあびた。このほか、BOEやECBは気候変動リスクに焦点を当てたストレステスト結果を、またECB/ESRBがマクロプルーデンスの視点からみた気候変動リスク対応の課題を纏めた報告書を公表している。
 - ✓ 「暗号資産に係る規制・監督の動き」では、暗号資産の価格下落の余波が広がっているほか、同資産がAMLやサイバー攻撃等で大規模に活用され始めたこともあり、主要国における規制・監督の一段の強化の動きが続いている。
 - ✓ 「オペレーショナル・レジリエンシー(含むサイバーセキュリティ)に係る規制・監督の動き」では、サイバーセキュリティに対する警戒に加えて、クラウド・ベンダー等のリスクへの対応強化も課題となっている。

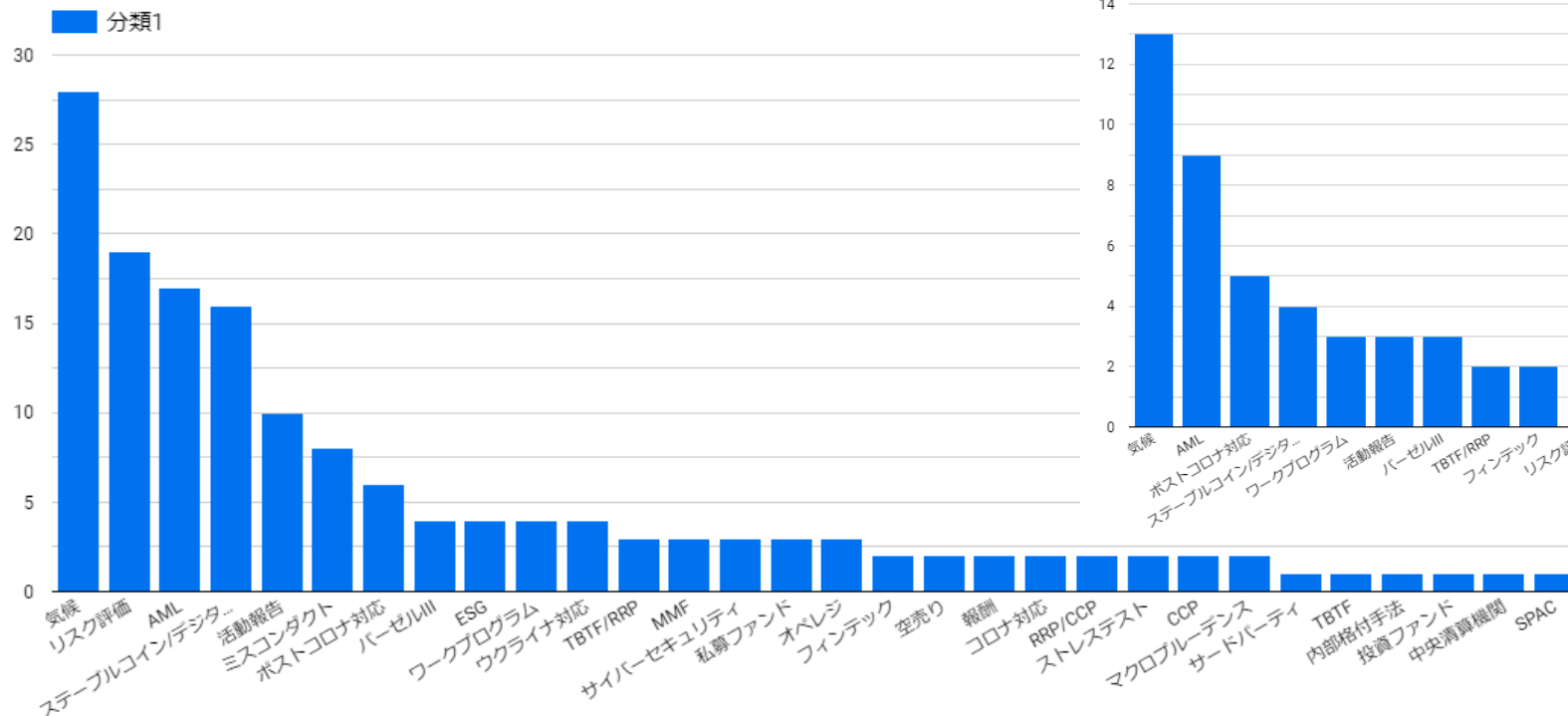
規制動向概観 2/2

- ✓ 「AML/CFTに係る規制・監督の動き」では、特に暗号資産や新しい取引形態(DefiやNFT等)を用いたML/TFの拡散に対する警戒感が一段と強まっている。
 - ✓ 「ポストコロナ対応に係る規制・監督の動き」では、コロナがもたらした従来型信用リスクに係るリスクパラメータの歪みの是正や、新しいタイプの信用リスクへの対応等が目立った。
 - ✓ 「ミスコンダクトに係る規制・監督の動き」では、米監督当局によるCRA改定案の公表や、米英当局からの金融商品販売等に係るミスコンダクトやポストコロナ対応を巡るミスコンダクトを牽制する動きが目立った。
-
- FSBの動向をみると、主要関心分野(プライオリティ分野<コロナ禍対応、NBFのレジリエンス強化、クロスボーダー決済、暗号資産のリスク管理強化、気候変動金融リスク対応>、既往案件分野<サイバーセキュリティ対応とオペレジ強化、CCPのRRP、金融危機改革の最終化>)のうち、コロナ禍対応に関し、従来のコロナ対応から徐々にポストコロナの状況への対応に向けた動きへのシフトがみられた。このほか、気候変動対応、オペレジ強化、CCPのRRP等で重要なペーパーが公表された。
 - なお今回の対象時期は、ロシア/ウクライナ戦争が勃発し、新たな予期しなかったリスクが発生すると同時に、ロシアと西側との反目が深まったことから、これまで国際金融規制イニシアチブの一つの土台であったG20プロセスが実質機能しなくなる事態も発生している。これに対応した新しい動き(新しいリスクに対応した新しい規制の動き、G20プロセスに代わる新しい国際金融規制策定の動き)には注意が必要だといえる。新しいリスクに関しては、既に①対ロシア制裁関連に由来するもの、②(ロシアからの)潜在的サイバーセキュリティ攻撃への対応、③商品市場の混乱に由来する金融システムの動揺、等に係る議論が既に始まっている。

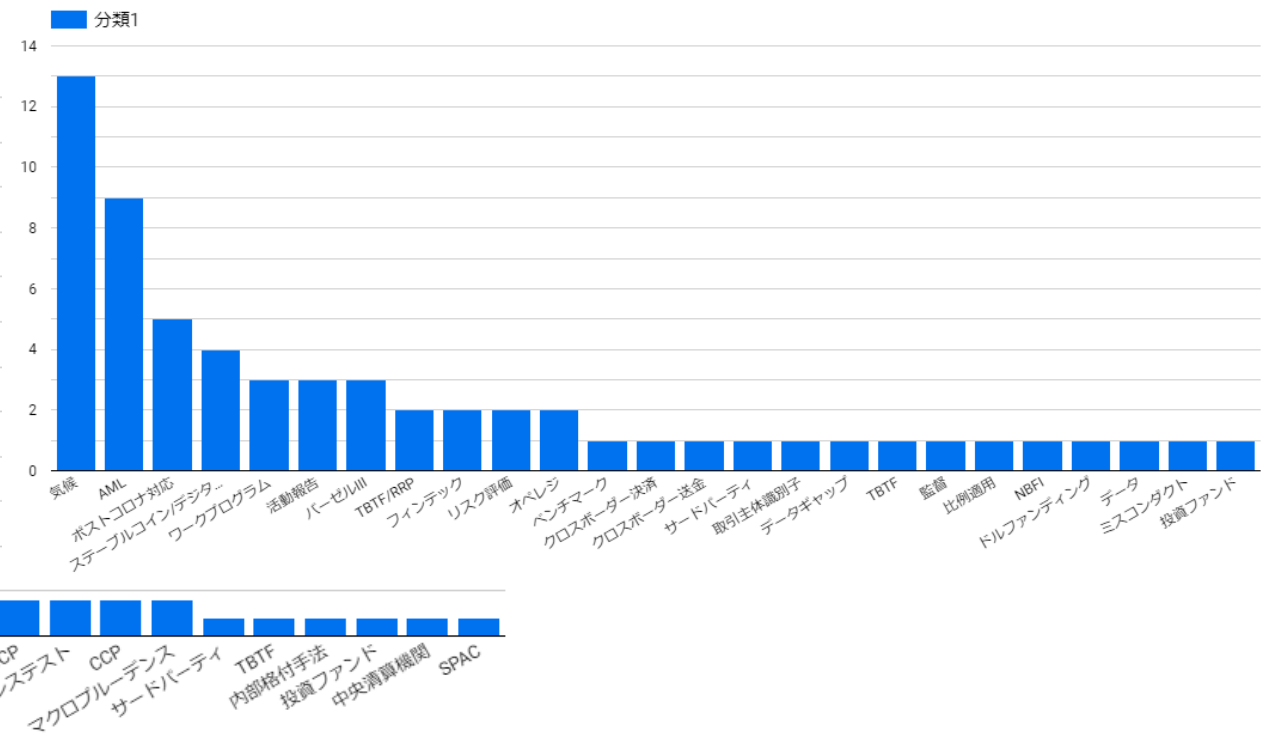
テーマ別登録情報数比較(GFRDBより)

- 2022年中(8月中旬まで)に国際金融規制動向DBに登録された情報の分類項目別件数をみると、気候変動リスク関連が引き続き圧倒的に多かった。このほか、AMLやデジタル通貨関連、ミスコンダクト関連が多いのも、いつもの特徴といえる。国際機関のみでみた場合も同様に、気候変動リスクやAML、ポストコロナ対応、デジタル資産が上位を占めている。

規制監督タイプ別項目数 (分類1)



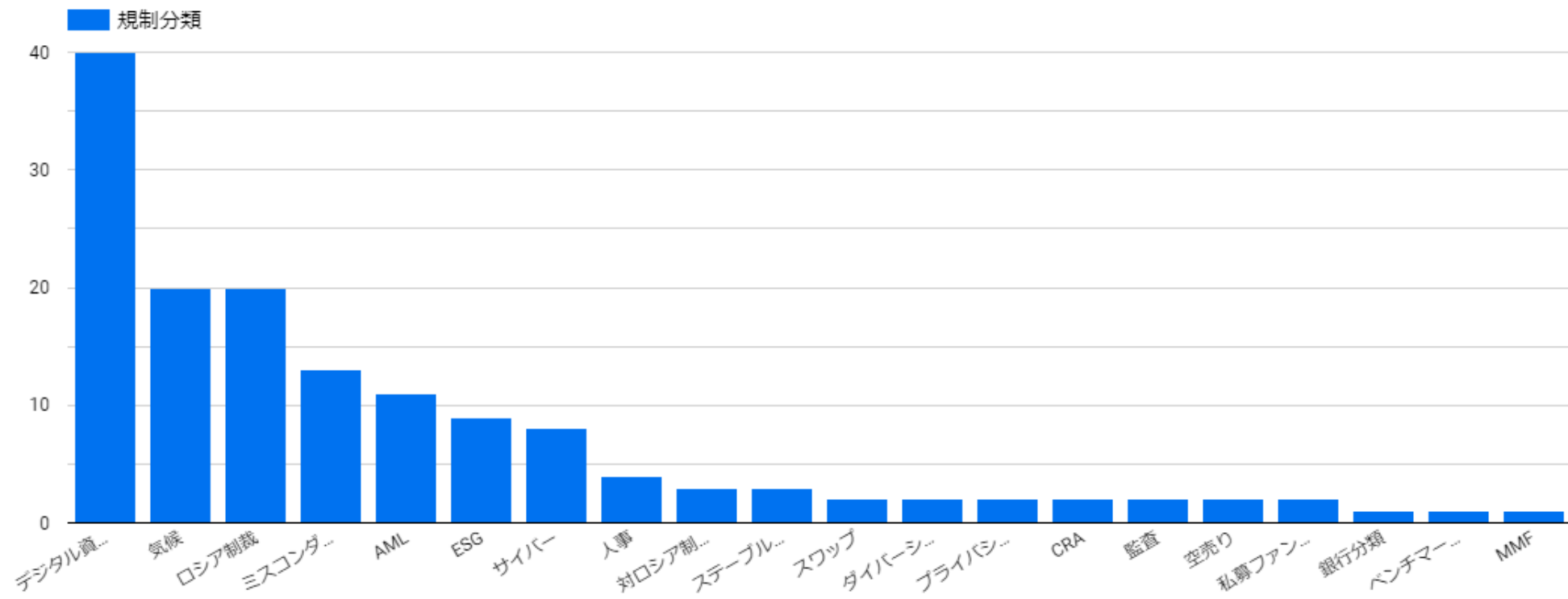
規制監督タイプ別項目数 (国際機関)



テーマ別登録情報数比較(ミスコンダクトDBより)

- 報告書期間中(2022年中<8月中旬まで>)に海外メディア(主にWSJ、FT、Bloomberg、American Bankers等)で報じられた規制関連ニュース(弊社DBに登録された情報、一部金融以外も含む)の分類項目別件数をみると、デジタル資産関連(サイバーセキュリティやAMLに絡むものも多い)の報道が圧倒的に多かった。気候変動/ESGや対ロシア制裁、ミスコンダクトがこれに続く形。

(参考) 海外規制関連情報 (メディア)



(参考)ポストコロナ対応に係る規制・監督の動き

- 2022年中(8月中旬まで)、ポストコロナ対応に係る規制・監督の動きとしては以下のようなものがあった。

テーマ	発信元	日付 ▲
非金融法人の債務超過問題へのアプローチに関するディスカッションペーパー公表	FSB	2022/02/22
COVID-19関連の信用リスク問題に関するニュースレター公表	BCBS	2022/03/02
法廷外での企業債務整理に関するテーマ別レビュー公表	FSB	2022/05/09
COVID-19の影響を受けた内部格付関連データの代表性を確保するための原則案公表	EBA	2022/06/21
金融セクターにおける公平な回復を支援するための出口戦略とCOVID-19の傷跡化する効果への対処に関する中間報告書公表	FSB	2022/07/13
信用リスクに関するニュースレター公表	BCBS	2022/08/05

- FSBが2月に「非金融法人の債務超過問題へのアプローチに関するディスカッションペーパー」を公表した後、5月には、より具体的手法を示した「法廷外での企業債務整理に関するテーマ別レビュー」を、7月にはコロナからの出口戦略に係る中間報告書を公表。またBCBSも3月に「COVID-19関連の信用リスク問題に関するニュースレター」、8月には「信用リスクに関するニュースレター」を公表している。
- コロナが徐々に収束し、政府によるコロナ禍対応措置がexitを迎えると同時に、物価上昇から金利が急速に上昇する環境下において、コロナ感染拡大下で急膨張した民間部門債務が、金融システム安定にとっての新たな「火種」となる可能性が出て来た。FSBやBCBSがこのタイミングで矢継ぎ早に金融機関のポストコロナ対応を促すペーパーを公表した背景にも、このような環境変化が存在。
- 一方EBAは、6月に「Covid-19の影響を受けた内部格付関連データの代表性を確保するための原則案」を公表した。これは、コロナ禍やこれへの政府対応が債務者の信用リスク指標に与えた「いびつな」影響に関し、これをどのように把握すべきかを示したもの。

(参考)EBAのCOVID-19の影響を受けた内部格付関連データの代表性を確保するための原則 1/2

- EBAは、内部格付モデルを使用する銀行に関して、COVID-19の影響を受けた内部格付関連データの代表性を確保するための原則(Principles for ensuring representativeness of the IRB-relevant data impacted by the crisis)を公表(6月)。
 - 本原則は、EBAが、2022年後半に公表予定の監督指針の一部となる予定。
 - COVID-19パンデミックと、特に加盟国やEUが実施した対策は、以下の2つの経路で内部格付関連データに影響を及ぼしている
と提示。
 - ①直接的には、金融機関と債務者の契約が、モラトリアムや公的保証制度の適用により変更された場合。
 - ②間接的には、格付モデルの適用において、関連する入力パラメータが、COVID-19支援策の影響を受けている場合。

(原則)

- 原則1: デフォルト確率(PD)、デフォルト時損失率(LGD)に関するEBAガイドライン(Guidelines on PD estimation, LGD estimation and the treatment of defaulted exposures<2017年>)に規定されたデータの代表性の評価に関するガイダンスは、COVID-19の影響を受けたデータの代表性の評価にも適用されるべきである。
- 原則2: 適用された内部格付リスクパラメータ(PD、LGD等)が、危機以前の水準と比較して著しく低下している場合、代表性の欠如の可能性があることから、適切に分析するべきである。
- 金融機関は、関連する内部格付リスクパラメータの推定値の平均値が、2019年末(コロナ前との位置付け)に比べて大幅に減少していることを確認した場合、代表性の問題の可能性に留意して、その減少要因を分析する必要がある。
 - また、入力パラメータが現在の観測値と著しく異なるサンプルに基づくものである場合、金融機関は、内部格付リスクパラメータの推定値とその入力パラメータの関数関係について、経済合理性が維持されていることを確認するべきである。

(参考)EBAのCOVID-19の影響を受けた内部格付関連データの代表性を確保するための原則 2/2

原則3: COVID-19パンデミックによる影響を考慮した再キャリブレーションが必要か否かを評価するべきである。

- 金融機関は、パンデミック時に観測されたPDとLGDについて代表性がない場合、(直近データを含む)再キャリブレーションは延期するべきである。ただし、デフォルト率の低下傾向が持続可能であり、COVID-19支援策による一時的な影響に左右されないことが十分に確認できるような場合はこの限りではない。
- また、COVID-19の影響を受けた年のデフォルトトリガーの分布を「通常」年と比較した結果、著しい差異が確認された場合、金融機関は、リスクパラメータの偏りや過小評価を回避するために、PDとLGDの双方について調整が必要か否かを評価するべきである。

原則4: 少なくとも観測値(LGD)において危機の影響が完全に顕在化するまで、潜在的な下方キャリブレーションを延期するべきである。

- ただし、金融機関は、パンデミック中に生じたデフォルトによる損失データを適切に評価し、より高い損失率の実現することが示唆されている場合には、適切な保守主義マージン(リスクパラメータの定量的な推定値の欠点を是正するために行う保守的な調整)を適用するべきである。

2. 気候関連金融リスクに係る規制・監督動向 及びリスク管理動向

気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き(全般) 1/5

- 2022年中(8月中旬まで)、規制や監督当局の動きの中で気候関連金融リスクに係るものは、既に多かった前年の数をさらに大きく上回り、非常に多かった。具体的には、この期間中次のような動きがみられた。

テーマ	発信元	日付 ▲
2022年気候変動リスクストレステストを開始した旨の公表	ECB	2022/01/27
「EUタクソノミー」規則に係る委任規則に原子力とガスによる発電等の経済活動を含める補完的委任規則案公表	European Commission	2022/02/02
サステナブル金融ロードマップ(2022~2024年) 公表	ESMA	2022/02/11
中央清算機関の気候ストレステストに対するアプローチに関する報告書公表	ESMA	2022/02/23
欧州の銀行の気候関連・環境リスクの開示に関する監督上の評価報告書公表	ECB	2022/03/14
投資家向け気候関連情報開示の強化・標準化のための規則案に関する市中協議実施	SEC	2022/03/21
自然関連金融リスクに関する声明公表	NGFS	2022/03/24
サステナブル金融開示規則の適用に関する共同監督声明の改訂版公表	EBA	2022/03/25
EUの炭素市場における排出枠と排出枠デリバティブ取引に関する報告書公表	ESMA	2022/03/28
サステナビリティ関連財務情報の開示に係る一般的要件と気候関連の開示要件に関する市中協議実施	ISSB	2022/03/31
2021年年次報告書公表	NGFS	2022/03/31
気候データのニーズと利用可能なデータソースのレポジトリに関する市中協議実施	NGFS	2022/04/26
グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上に関する技術文書公表	NGFS	2022/04/27
気候関連リスクに対する監督・規制上のアプローチに係る中間報告書に関する市中協議実施	FSB	2022/04/29
ブルーデンス上の枠組みにおける環境リスクの役割に関する市中協議実施	EBA	2022/05/02

気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き(全般)2/5

テーマ	発信元	日付 ▲
気候関連リスクによるリスク差異の把握に関する進捗報告書公表	NGFS	2022/05/19
信用格付と気候変動（中央銀行業務に関する課題）に関する報告書公表	NGFS	2022/05/19
銀行と保険会社を対象とした気候変動リスクを取扱うストレステスト（2021年）の結果公表	BOE	2022/05/24
気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則公表	BCBS	2022/06/15
NGFSシナリオのG-Cubedモデルにおける利用に関する報告書公表	NGFS	2022/06/17
データギャップを埋めるための最終報告書公表	NGFS	2022/07/06
気候リスクストレステスト（健全性審査）の結果公表	ECB	2022/07/08
気候変動による金融リスクに対処するためのロードマップに関する進捗報告書公表	FSB	2022/07/14
気候関連リスクに対する監督・規制上のアプローチに係る中間報告書に関する市中協議に寄せられたコメント公表	FSB	2022/07/22
気候変動のマクロブルーデンス上の課題に関する報告書公表	ECB	2022/07/26
気候関連の金融リスクに関する報告書で提示された金融規制当局に対する提言の実施状況を整理したファクトシート公表	FSOC	2022/07/28
サステナブル金融開示規則に基づく主要な悪影響の自主的開示の程度に関する共同報告書公表	EBA	2022/07/28
ISSBの公開草案に対するコメントレター公表	BCBS	2022/07/29

気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き(全般)3/5

(規制上のアプローチ)

- この間の動きで目立ったのは、FSBが4月末に公表した「気候関連リスクに対する監督・規制上のアプローチに係る中間報告書に関する市中協議案」。金融機関の気候変動リスク管理に関し、特に「収集すべきデータ」と「リスク対応ツール」という視点から、監督当局がとるべきアプローチ手法を具体的に示している。

(開示)

- このほか国際機関からは、ISSBが3月末、遂に「サステナビリティ関連財務情報の開示に係る一般的要件と気候関連の開示要件に関する市中協議案」を公表したほか、NGFSも年次報告書等を公表(NGFSは5月下旬にリスクの特定化に係る重要な報告書を幾つか出しているが、今回のレポートの期間対象外であることから、次回レポートで概要を報告する予定)。
- ECBからは、3月に「欧州の銀行の気候関連・環境リスクの開示に関する監督上の評価報告書」が公表されている。欧州の大手金融機関の2020年を対象としたディスクロージャー資料を対象に、気候関連リスク等に係るディスクロージャーが当局の期待にどの程度近づいたかを評価したもので、前年よりは大きく前進したものの、全般に「まだまだ期待に達していない」との評価となっている。
- 米国当局からは、SECが3月に「投資家向け気候関連情報開示の強化・標準化のための規則案に関する市中協議案」を公表しているが、多くの企業から負担の大きさから「苦情」が殺到している状況。
- このほか、規制設定主体や監督当局ではないものの、公的当局の強い意向を受けた民間団体(GFANZ)が金融機関のネットゼロ移行計画を進める上での提言を公表したことも注目される(特に「エンゲージメント戦略」の重要性を強く強調すると同時に詳細なディスクロを求めている点が印象的)。

気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き(全般)4/5

(リスク識別と資本規制への取り込みの可否)

- 今後の金融規制への取り込みという点で注目されたのが、NGFSとEBAのペーパー。NGFSが5月に公表した「気候関連リスクによるリスク差異の把握に関する進捗報告書」では、リスクベースの立場に立った場合、金融機関にとって気候変動リスクは、他のリスクと比較し本当に有意な形で認識されるのか(結果的に資本規制上の「第1の柱」に取り込むことができるのか)を検証している。また EBAが5月初に出した「プルーデンス上の枠組みにおける環境リスクの役割に関する市中協議案」でも、気候変動リスクに代表される環境リスクに関し、監督当局がプルーデンス政策の中でどのように扱うべきか(特に第1の柱等での扱い)を詳細に分析している。
- 双方のペーパーともに、結論的には、今の段階で「第1の柱」の取り込めるほど有意な形でリスク差異が認識できるわけではない(「第2の柱」に取り込むのがむしろ有効か)、としている。なおこれらペーパーでは、かつてのように「グリーンか否か」といった二分論で脱炭素を推し進めるのではなく、例えば現在グリーンでなくても今後グリーンに向けて取り組みを始めるブラウンの企業への金融機関支援を重視するなど、これまで日本が国際社会で主張してきた「移行金融/移行支援」重視的考えが強く反映されたものとなっている。このほか、グリーン指標に基づくグループベースではなく、より粒度の高い「個別企業ベース」での分析の重要性とこれに伴うデータ不足の課題も強調されたものとなっている。

(ストレステスト結果)

- BOEやECBからは、気候変動リスクに焦点を当てたストレステスト結果が公表された。金融機関の気候変動リスクに係るストレステスト対応体制の評価に焦点を当てたBOEのストレステスト結果からは、気候変動の結果、(特に政策対応が遅い/不十分な場合は)相応のインパクトが金融機関収益に加わると同時に、技術的視点から、データ収集やモデル構築を含め多くの課題が残っていることも明らかになった。ECBのストレステストの狙いもBOEとほぼ同様であり、インパクト結果や明らかになった課題(データ収集や既存ストレステストへの取り込み等)も似ている。なおECB版のシナリオには短期シナリオも含まれており、相応に大きなダメージが確認された点是要注目。

気候関連金融リスクに係る規制・監督の動き(全般)5/5

(最近の特徴)

■ 最近の特徴としては、以下の5点が指摘できる。

- ① グリーンorブラウンの二分法的考えから、ブラウンをエンゲージメントを通じてグリーン化する考えへの転換: かつては欧州当局を中心に、グリーン・タクソノミーをベースとしつつ、グリーンでない(つまりブラウンな)企業や業界は、やや極端な言葉でいえば「切り捨て」を迫るような極端な考えが強かった印象感がある。ところが、最近の動きをみると、金融機関がクライアントとのエンゲージメントを通じて、ブラウンからグリーンに転換させることの重要性を強調する傾向が強くなってきた。
- ② 銀行資本規制の活用に対する否定的動きの強まり: NGFS(2022)、EBA(2022)等を見る限り、現状のデータ状況を踏まえると、リスクベースの考えに基づく(第1の柱に取り込めるような)精緻な気候変動リスク認識は困難という認識が固まりつつあるようだ。代わりに浮上しているのが、より制度設計上の自由度の高い「第2の柱」への取り込みとなってきている。
- ③ グループベースから個社、バックワードからフォワードルッキングに焦点を当てた、精緻なリスク分析を求める声の強まり: ②の結果でもあるが、現状のデータでは、気候変動リスクを精緻な形で明確に認識できない理由として、「個社」毎の「フォワードルッキング」な情報が圧倒的に不足している点が挙げられている。
- ④ ストレステストにおける「短期」シナリオの重視: ECBのストレステストでは、移行リスク(タイムホライズンは3年)、物理的リスク(同1年)ともに短期シナリオも取り上げる。ECB/ESRB(2022)では、インパクトの大きさという視点でも短期シナリオの重要性が無視できなくなってくると指摘。短期シナリオには他に、従来のストレステストの考えと相性がよく、さらにはリスクとしての「リアル感」がより高まる利点があるとしている。
- ⑤ 「公正」な移行の重視: GFANZ(2022)では、例えば他のSDG/ESG目標達成との間で潜在的なコンフリクトが生じ得る中で、こうしたコンフリクト(例えば経済的疲弊)を出来るだけ抑制した「公正」な形での脱炭素社会への移行を目指すことが今後の課題だと指摘している。

(参考)BOEの気候変動リスクを取扱うストレステスト結果で示された「気候関連訴訟」リスク

(参考)気候関連訴訟

- 気候関連訴訟が世界的に増加しており、一部の保険会社にとって、潜在的なエクスポージャーとリスク管理の課題になる可能性があることから、BOEは、本ストレステストの一環として**気候変動訴訟**に関するエクササイズを実施。
 - 本エクササイズの目的は、気候変動訴訟リスクを監視・管理するプロセスの開発を支援することであり、参加者は、下記の7つの仮想的な法的ケースの影響について検討。

仮想的な法的ケース

- (1) **直接的な因果的寄与**: 企業が、人為的な気候変動に対する代表的な寄与に対して責任があると認められるケース。
- (2) **基本的人権の侵害による事業活動の停止、縮小**: 企業が、基本的人権や尊厳を侵害するような炭素集約型活動を妨げられる結果として、財務収益に大きな影響が生じるケース。
- (3) **グリーンウォッシュ**: 企業が、顧客を誤解させていることが判明し(例えば、虚偽の広告、「環境に優しい」と偽った表示、開示内容の過少報告)、顧客や投資家に補償金を支払わなければならないケース。
- (4) **移行を見誤る**: 企業が、政府のネットゼロ政策のために炭素集約型商品が不要となることを知っていながら、当該商品を販売し続けたという理由で訴えられ、顧客への返金や補償を実施しなければならないケース。
- (5) **間接的な偶発的寄与(公益事業セクターへのエクスポージャーのみ関連)**: 公益事業者が、不適切な/不注意な準備による物理的リスクを増幅する気候変動への間接的寄与に対して訴えられる。
- (6) **取締役の受託者義務違反(資産運用会社に対するカバーにのみ関連)**: 資産運用会社の投資家が、当該企業の実行役は同社資産に対する物理的リスク、移行リスクを過小評価(開示)していると主張し、取締役の信託義務違反による損害賠償を求めるケース。
- (7) **間接的な因果的寄与(資金供給)**: 炭素メジャーへの融資を通じて人為的な気候変動に間接的に寄与しているとして、炭素集約的な活動への資金供給を行う業者が訴訟の対象となるケース。

(参考)BOEの気候変動リスクを取扱うストレステスト結果を受けたBOE理事の「呟き」

以下はBOE理事のAnil Kashyapが、今回のストレステスト結果を踏まえ、仮に自分が金融機関の経営陣であったならば質問したであろう4つの事項。

- データ不足の結果として、今回のストレステストにおいては、どの程度「外挿推計」に依存せざるを得なかったか。
- 自分たちは、リスク評価に際し、こういった外部ベンダーに依存しているのか。こうしたベンダーが用いているモデルの前提条件や特徴はどのようなものなのか。また自行のスタッフは、外部コンサルタントが提供してくれるプロダクトを十分に活用すると同時に必要あらば検証するという視点から、十分なデータやエキスパティーズを有しているか。
- 自行のストレスモデルの最も優れた点と最悪の欠点は何か。如何にして自分の能力のレベルアップを図ることが可能か。
- 気候変動政策や物理的リスクの今後の変遷に関する自行の前提条件はどのように自行内で決められているか。果たして同じ考え方が、自行内の異なる部署で共有されているか。

(参考) ECBの気候リスク・ストレステストのシナリオ

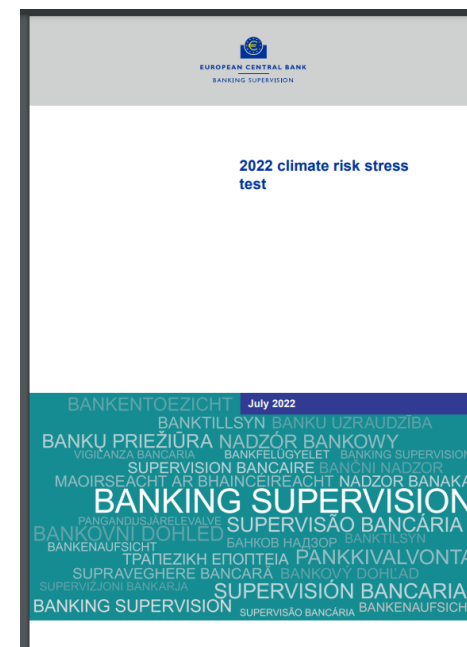
- ECBは、気候リスク・ストレステストの結果(2022 climate risk stress test)を公表(7月)。
 - 本ストレステストは、銀行の気候リスク・ストレステストに係る次の能力(①枠組みの開発、②リスク・ファクターの作成、③予測能力)、及び④各行が直面している移行リスク(短期・長期)と急性の物理的リスク、を把握することが目的(資本賦課目的ではない<SREPには間接的に影響>)。
 - 本テストでは、参加銀行は、共通の手法とシナリオのもとで各自のデータ提出とストレステスト予測を実施(トップダウン的要素も取り込んだボトムアップ・アプローチとの位置付け)。
 - シナリオとしては、移行リスクでは「短期」と「中長期」、物理リスクでは「干ばつ/日照り」と「水害」を分けて分析。

(シナリオとリスクの側面)

	Expo sures	Scenario	Projections ¹	Horizon	Credit risk	Market risk	Operational risk
Transition risk	Global	Short-term stress	Baseline	3 years (2022-2024)	Corporate loans (incl. SME, CRE) + mortgages	Bonds + stocks issued by NFCs ² (incl. accounting and economic hedges)	Operational and reputational risks to be assessed via a qualitative questionnaire
			Stress				
		Long-term paths	Orderly	30 years (2030, 2040, 2050)	Corporate loans (incl. SME, CRE) + mortgages		
			Disorderly				
			Hot house				
Physical risk	EU countries	Drought & heat risk	Baseline	1 year (2022)	Corporate loans (incl. SME)	1.All projections with the exception of the long-term paths will be based on a static balance sheet. 2.The parent company needs to be an NFC, e.g. bonds issued by car financing company X are in scope.	
			Stress				
		Flood risk	Baseline	1 year (2022)	Mortgages + CRE loans		
			Stress				

Source: ECB, climate risk stress test 2022, methodology, October 2021.

Notes: CRE stands for commercial real estate; NFC stands for non-financial corporation; SMEs stands for small and medium-sized enterprises.

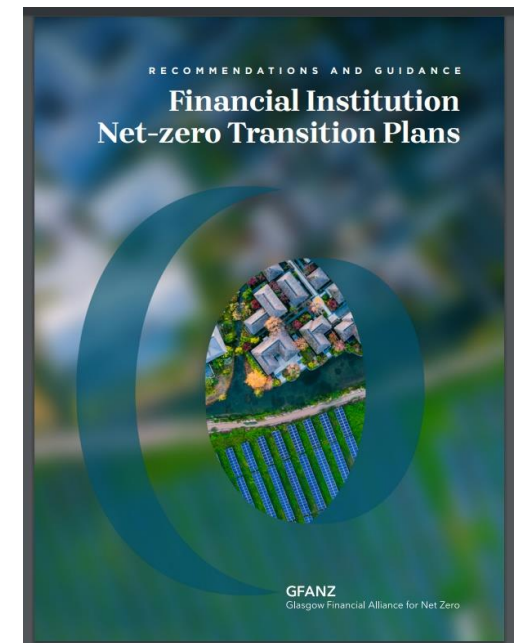


(参考)GFANZの金融機関のネットゼロ移行計画に係る提言と指針に関する報告書の概要 1/4

- GFANZは、金融機関のネットゼロ移行計画に係る提言と指針に関する報告書(RECOMMENDATIONS AND GUIDANCE, Financial Institution, Net-zero Transition Plans)を公表(6月)。
 - GFANZ(Glasgow Financial Alliance for Net Zero)は、気候変動に焦点をあてた金融機関の連合体(2021年設立)。ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟と訳される。メンバー(世界中で450社以上)は、2050年までに全ての排出範囲においてネットゼロを達成するために、科学的根拠に基づくガイドラインを使用し、中間ターゲットを設定し、進捗に関する透明性のある報告と会計を提供すること等を推奨。
 - 本報告書では、金融機関のネットゼロ移行計画(ネットゼロへのコミットメントを、実質的な温室効果ガス排出量の削減を目的とした具体的な目標と行動を伴う首尾一貫した戦略に転換し、その進捗を評価できるようにするもの)の枠組みを提案。

(概要)

- 金融機関が、実体経済のGHG排出量削減を支援する上での4つのアプローチは以下のとおり。
 - ①排出量の多い技術やサービスに代わる気候変動対策の開発・拡大への融資や支援。
 - ②1.5°C経路に既に沿った企業への融資や支援。
 - ③ネットゼロ移行計画に基づくリアルエコノミー企業への融資や支援。
 - ④高排出資産の段階的廃止の加速への融資や支援。
- その上でGFANZは金融機関に対し、次ページ以降に示す5つのグループに分けられた10のコア要素を実行することを提案。
- なお今後の課題として、①自然災害への適応と耐久力強化に向けた金融、②カーボン・クレジットの最適な設計、③データ不足、④公正な移行(他のSDG目標との両立)、⑤生物多様性と自然に依拠した解決、を挙げており、特に④が注目される。



(参考)GFANZの金融機関のネットゼロ移行計画に係る提言と指針に関する報告書の概要 2/4

▽ (ネットゼロ移行計画の枠組みに係る) GFANZEの提言

	構成要素	提言	情報開示の提案
土台	(1) 目標と優先順位	2050年またはそれ以前にネットゼロを達成するための組織の目標を測定可能なターゲット、マイルストーン、タイムラインと共に定義し、ネットゼロ移行行動の優先アプローチを特定する。	2050年までにネットゼロを達成するための短期、中期、長期の野心、コミットメント、戦略。 - ネットゼロの野心に関連する活動やポートフォリオ。 - 気候ソリューション、顧客やポートフォリオの排出量の調整、管理されたフェーズアウトに対する優先主要アプローチ。 - 移行計画に関する前提、範囲、不確実性、主要な方法論。 - 財務計画の支援、予算、関連財務ターゲット(例: 脱炭素戦略を支える資本やその他の支出額)。 - 実施により見込まれるリスク、利益、影響。
実施戦略	(1) 商品とサービス	商品・サービスを1.5°Cのネットゼロ経路に整合的なものとし、実体経済におけるネットゼロ移行を加速・拡大し、移行関連の教育・アドバイスを提供し、金融機関のネットゼロ移行戦略に従ってポートフォリオの脱炭素化を支援する。	- 移行戦略がどのように商品・サービスに組み込まれるかの説明。 - 移行に沿った商品・サービス、主要な商品・サービスへの変更の概要。
	(2) 活動と意思決定	金融機関のネットゼロのコミットメントを支援するため、ネットゼロ目標と優先事項を評価・意思決定ツールやプロセスに組み入れる。	- 意思決定プロセス、ツール、方針の中に移行戦略をどのように組み込むかの説明。 - 主要な意思決定プロセスに対する変更の概要 - 意思決定プロセスの変更の背景となる重大な選択・決定。
	(3) 方針と条件	排出量が多い/気候に悪影響を及ぼす他のセクターや活動を融資、投資、引受のポートフォリオに含め、金融機関のネットゼロ目標と優先順位に沿って事業境界を定義する。	- 地球規模の気候変動に著しく寄与するセクターや活動への投資やサービス提供を管理するために、金融機関が用いる条件。 - 開発・使用中のネットゼロ方針と今後取り組むべき領域。

(参考)GFANZの金融機関のネットゼロ移行計画に係る提言と指針に関する報告書の概要 3/4

▽ (ネットゼロ移行計画の枠組みに係る) GFANZEの提言 (続)

	構成要素	提言	情報開示の提案
エンゲージメント戦略	(1) 顧客と投資先企業	顧客と投資先企業に対して、積極的/建設的にフィードバックと支援を提供し、ネットゼロに整合した移行戦略、計画、進捗を促進する。	- 顧客と投資先企業の優先順位付けを含む、エンゲージメントの目的とアプローチの概要。 - エンゲージメント活動の進捗と結果の詳細。
	(2) 業界	同業他社と積極的に関わり、必要に応じて、(a) 移行に関する専門知識を交換し、共通課題に共同で取り組み、(b) <u>金融セクターの見解を、顧客や政府といった外部の利害関係者に対して一貫して表明する。</u>	- エンゲージメントの目的、活動、成果の概要。 - 業界のイニシアティブへの重要な協力や参加。
	(3) 政府・公的セクター	- 直接・間接のロビー活動や公共セクターへの関与が、ネットゼロへの加速的で秩序ある移行を支援・可能とする政策を支持し、金融機関のネットゼロへのコミットメントに反しないことを確実なものとする。 - 投資先企業のロビー活動やアドボカシー活動をレビューし、投資先企業のネットゼロ目標との整合性を図るため、エンゲージメントの手段を活用する。 - クリーンな投資計画や政策について、政府やその他の主要なステークホルダーと議論し、気候変動対策への民間投資の誘致を支援する。	- テーマと対象者を含むエンゲージメント活動の概要。 - エンゲージメント活動の評価とネットゼロ移行の整合性についての概要。

(参考)GFANZの金融機関のネットゼロ移行計画に係る提言と指針に関する報告書の概要 4/4

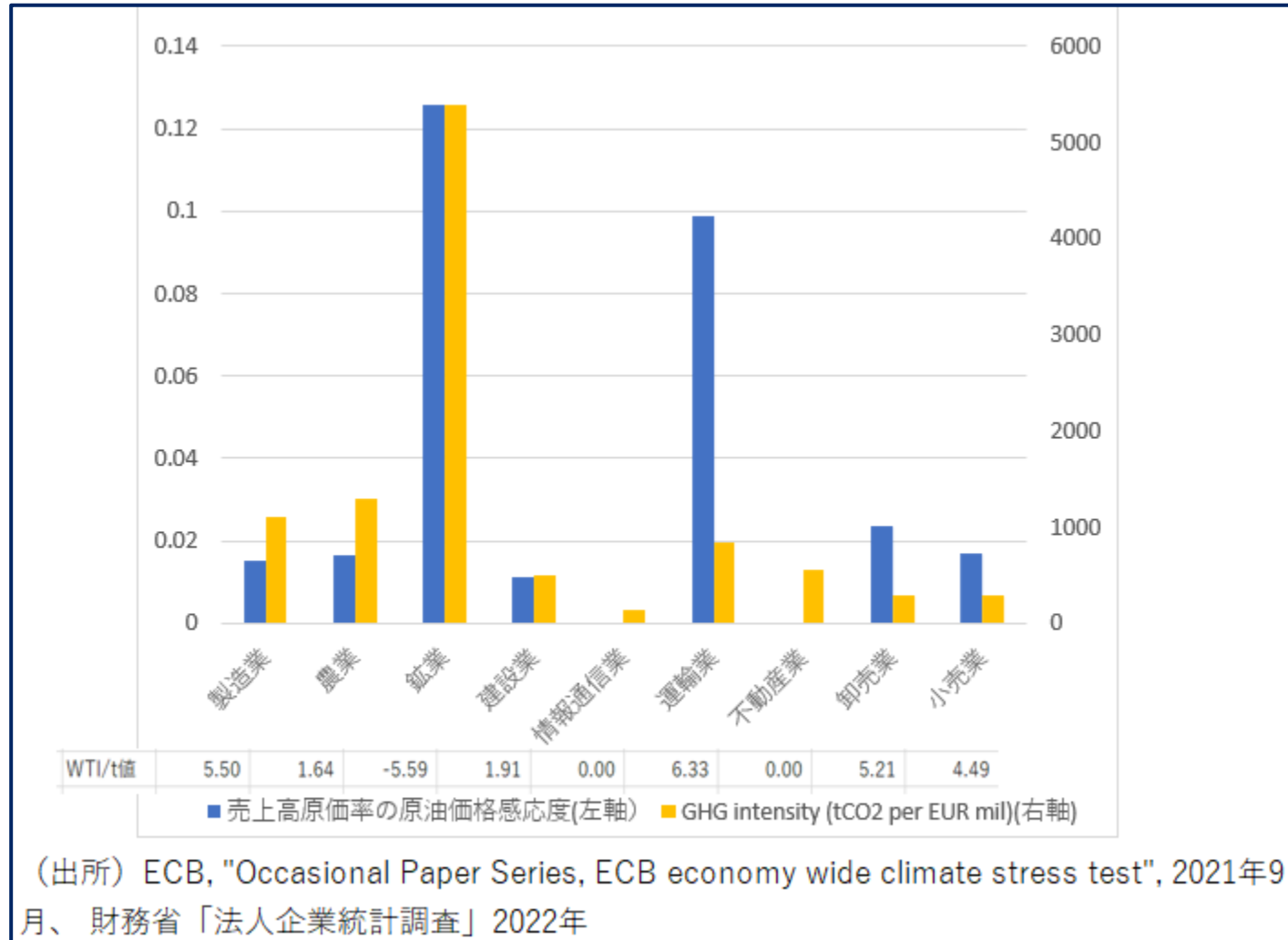
▽ (ネットゼロ移行計画の枠組みに係る) GFANZEの提言 (続)

	構成要素	提言	情報開示の提案
評価指標とターゲット	(1) 評価指標とターゲット	• ネットゼロ戦略と優先事項を支える主要な指標に対するターゲットを設定する。 • ネットゼロ移行計画実施の進捗を評価するため、様々な評価指標を監視する。	- 範囲と適用範囲を含め、追跡する指標を明確に定義する。 - 中間/最終ターゲット。 - ベースライン、現在、計画された融資の温室効果ガス排出量フットプリント(スコープ1+2、スコープ3)。 - ターゲットが基にしている関連科学の概要。 - ターゲットの背景となる重大な選択・決定。 - 明確に特定されたポートフォリオの整合指標に対する進捗度。
ガバナンス	(1) 役割、責任、報酬	• 取締役会と上級管理職の役割を明確にし、ネットゼロのターゲットに対する当事者意識、監督、責任を持たせる。 • 設計と実施の両側面において、適切な個人とチームを配置する。 • 移行計画を定期的に見直し、重要な更新や開発が組み込まれていること、課題が軌道修正の機会としてレビューされていること、実施リスクが管理されていることを確認する。	- ネットゼロ移行計画のガバナンス体制と報告プロセス。 - 監督と実行のための説明責任を概説する方針。 - 能力と能力開発。 - 方針、商品、サービスの実施と改訂に必要なリソース。 - 業績ターゲット、戦略、成果に連動したインセンティブと報酬の考え方。
	(2) スキルとカルチャー	• 計画を設計、実施、監督するチームや個人が、その役割を果たすために十分なスキルと知識を身につけられるよう、研修や能力開発の支援を行う(取締役会や上級管理職のレベルも含む)。 • チェンジ・マネジメント・プログラムを実施し、オープンなコミュニケーションを促進することで、ネットゼロ移行計画を組織のカルチャーや慣習に根付かせる。	- 既存の/必要な知識・スキルの概要。 - 移行計画の要素をカルチャーや実務に組み込むためのリソース要件とチェンジ・マネジメント・プログラムの概要。

取引先のGHGデータ把握の重要性とその手法に係る一提案

- 金融機関にとり、スコープ3(主に取引先のGHG排出量)に係る情報を把握することは、取引先の脱炭素化を促す上で非常に重量であり、それ故に当局も、金融機関がこうした情報を高い精度、及び高い粒度で集めることを強く期待。
- 但し、企業におけるGHG排出量に係る開示基準がまだ確立されていない中、こうした情報を各取引先(特に中小企業)から収集するのは至難の業。
- このため大手を中心とした金融機関は、主に業界毎の各種活動に関し想定される排出係数的指標を用いつつ(或いはこうしたデータを外部ベンダーに依存しつつ)、いわゆるstructural model(一定の理論を前提に推計値を算出するモデル)を用いて取引先のGHG排出量を把握するケースが多い。
- 但しこの方法だと、そもそもモデル自体がブラックボックス化するケース(特に外部ベンダーのモデルを用いるケース)が多いほか、業種毎に一括りにされる結果、個社の特性を把握することが難しいという問題が発生する。
- 一方ここで提案する新手法は、銀行が有する取引先の財務データを用いて、GHG排出量という非財務データを推計する手法となる。具体的には、売上高原価率の原油価格に対する感応度を算出し、これを排出係数の代替指標とする。売上高原価率には多くのマクロ変数が影響を与えていることから、これら変数からの影響も考慮した上で、原油価格に対する感応度を推計する必要がある(基本的には、売上高原価率を被説明変数、各種マクロ指標と原油価格を説明変数とした重回帰分析を行い、各変数の有意性の程度で説明変数を絞り込んだ上で最終的な説明変数を確定し、この中に原油価格が含まれる場合は、同変数に係る係数が排出係数の代替値とする。手法的には、reduced-form model(観察可能な外部変数のみにより推計値を算出するモデル)となる。
- 主要業種毎に推計した結果(次頁)をみると、多くの業種で原油価格が説明変数として有意となっているほか、その係数の大きさも欧州等が公表している業種毎のGHG原単位のイメージと近いことが分かった。
- 各金融機関に期待されることは、自らが有する取引先の財務データを用いることで、上記のようなreduced-form modelに基づく推計を(業種毎ではなく)個社毎に行い、structural modelの結果等も取り込みながら、総合的視点に基づき、取引先個社に対し脱炭素化のアドバイスを行うことではないか。
- なお、上記の詳細については、9月初に発刊される「週刊金融財政事情」中の脱炭素化支援に係る講師寄稿記事を参照。

売上高原価率の原油価格に対する感応度とGHG原単位(欧州)の比較



有価証券報告書に示された地方銀行の気候変動対応に係る情報比較

- 金融庁が企業や金融機関に対し、有価証券報告書等を通じた積極的開示を求めている気候変動関連情報であるが、2021年3月期の地方銀行の有価証券報告書をみる限り、その開示内容は全般にやや失望する内容であった。
- 特に統合報告書等で非常に充実した内容を開示している先において。有価証券報告書では非常に乏しい量の情報のみしか開示していないケースが目立つ。
- 次のページには、講師が以下のような手法で、有価証券報告書において開示されている気候変動関連情報を評点化した結果の一部を示した。
(評価手法)
 - ✓ TCFDが重視する4つの分野(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)毎に、記述無し:1、簡単な記述:2、詳細な記述:3、詳細で具体的な記述:4、TCFDが求める具体的指標まで開示:5といった基準に基づき採点し、これらを単純平均したものを総合点とした。対象は地方銀行99行。
- やや意外だったのは、統合報告書等ではあまり目立たなかった一部先の開示内容が非常に充実していた点。特に一部先は、気候変動が地元の自然環境や経済にどのような影響を与えるかを具体的な形で示した上で、地元の環境保全のために地元の「皆」が動き出す必要性を強く訴えかけている点。
- 取引先(特に中小企業)にとっては、自らのGHG排出量の把握を仮に金融機関が助けてくれたとしても、これへの対応に動き出すことはコストの係る話でもありなかなか容易ではない。地域を代表する金融機関が地元の自然環境保護を訴えるというソフトな戦略もまた、取引先を動かす重要な要素となるのではないだろうか。
- なお、上記の詳細については、9月初に発刊される「週刊金融財政事情」中の脱炭素化支援に係る講師寄稿記事を参照。

気候変動対応に係る有価証券報告書における記述の採点結果(トップ5)

順位	銀行名	分野毎の評価点				総合点	コメント
		ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標		
1	琉球	4.5	4	4.5	4.5	4.375	TCFD基準に沿った丁寧な説明と同時に、地元沖縄の環境に焦点を当てた分析や、具体的リスク分析手法の説明が多い。Scope3も推計。
2	第四北越	3	4.5	4	4.5	4	TCFD基準に沿った丁寧な説明。リスク計量化手法に係る詳細な説明。
3	中国	4.5	4	3	4.5	4	TCFD基準に沿った丁寧な説明。
4	滋賀	4	4.5	3	4	3.875	TCFD基準に沿った丁寧な説明。
5	山形	4	4	3	4	3.75	TCFD基準に沿って丁寧に説明。
平均値		1.29	1.81	1.19	1.45	1.44	

3. ミスコンダクトに係る規制・監督動向及びリスク 管理上の注意点

ミスコンダクトに係る規制・監督の動き

- 2022年5月中旬～8月中旬中、ミスコンダクトに係る規制・監督強化の動きとしては、以下のようなものがあった。
- 中身をみると、高リスク商品（含むデジタル資産関連）のリテール販売に係る注意喚起、モデルへのAI使用に係るアカウントビリティの確保、ポスト・コロナ対応としての借り手中小企業やリテール利用者への配慮、金融包摂の強化等の動きが目立った。
- また規制・監督に係るメディア報道をみると、グリーン・ウォッシュに対する牽制と同時に、ESGへの反感からこれを巻き戻そうとする政治的動き（米国）、職場におけるSNSアプリ使用への警告等多様な内容が目についた。

テーマ	発信元	日付
リテール金融サービス・商品のマーケティングと流通のデジタル化から生じるリスクへの対応策に係る報告書に関する市中協議実施	IOSCO	2022/01/17
高リスク投資に対する金融プロモーションの規則強化に関する市中協議実施	FCA	2022/01/19
金融サービスにおけるダイバーシティとインクルージョンに関する報告書公表	CFPB	2022/01/19
報酬ベンチマーク・エクササイズに関するガイドライン見直しのための市中協議実施	EBA	2022/01/21
地域再投資法を強化し、現代に即したものとする規制案に関する市中協議実施	FRB	2022/05/05
パッケージ型リテール投資商品及び保険ベース投資商品開示規則の主要投資家情報文書に関する共同監督声明公表	EBA	2022/05/10
FCAが規制対象業務の許可の取消しや変更をより迅速に行うことが可能となった旨の公表	FCA	2022/05/19
複雑なアルゴリズムを使用した信用モデルを利用している場合でもクレジット申請の拒否等の理由を説明する必要がある旨の通達	CFPB	2022/05/26
支店やATMの統廃合に関するガイダンスの改訂案に関する市中協議実施	FCA	2022/06/14
報酬ベンチマーク・エクササイズに関するガイドライン最終版公表	EBA	2022/06/30
第2次金融商品市場指令商品のガバナンス要件に係るガイドラインの見直しに関する市中協議実施	ESMA	2022/07/08
借り手中小企業への対応に関するリテール銀行CEO向けレター発出	FCA	2022/07/12
金融プロモーションの規則強化に関するディスカッションペーパー公表	FCA	2022/08/01

ミスコンダクトに係る規制・監督関連(GFRDBより)1/3

テーマ	骨子	日...	発信...	分...
リテール金融サービス・商品のマーケティングと流通のデジタル化から生じるリスクへの対応策に係る報告書に関する市中協議実施	IOSCO（証券監督者国際機構）は、リテール金融サービス・商品のマーケティングと流通のデジタル化から生じるリスクへの対応策に係る報告書に関する市中協議を実施（コメント期限：3/17）。本報告書は、デジタル化の進展とソーシャルメディアの利用が、金融サービス・商品のマーケティングと流通のあり方を変えつつある（投資家がより容易に幅広い金融サービス・商品にアクセスできるようになる）とのメリットもある一方、流通チェーン全体にわたる規制や投資家保護の課題を生じさせるというデメリットがあることを踏まえ、加盟国が、リテール向けオンライン・オフライン・マーケティングに対する政策アプローチを決定する際に考慮すべき措置を提示。	2022/01/17	IOSCO	ミスコンダクト
高リスク投資に対する金融プロモーションの規則強化に関する市中協議実施	FCA（金融行為規制機構）は、高リスク投資に対する金融プロモーションの規則強化に関する市中協議を実施（コメント期限：3/23）。具体的には、消費者保護の観点から、金融マーケティングを承認・実施する企業に対して、提供される高リスク投資（暗号資産を含む）について適切な専門知識と理解を有することを保証し、広告におけるリスク警告を改善し、新規加入や友人紹介のボーナス等の投資へのインセンティブを禁止するよう提示したほか、（多くの消費者が、リスクを認識せずに投資を行っているというFCAの調査結果＜2021年3月公表＞を踏まえ、）高リスク投資を行おうとする者の知識や投資経験について、よりしっかりと確認（質問）することを求めた。	2022/01/19	FCA	ミスコンダクト
金融サービスにおけるダイバーシティとインクルージョンに関する報告書公表	CFPB（消費者金融保護局）は、金融サービスにおけるダイバーシティとインクルージョンに関する報告書を公表。本報告書は、金融機関のダイバーシティとインクルージョンに関する公表情報（組織のダイバーシティとインクルージョンへのコミットメント、従業員プロファイルと雇用慣行、サプライヤーのダイバーシティ、組織のダイバーシティとインクルージョンの透明性を促進するための慣行）を業界別に分析した上で、金融機関のサイズ（大・中・小）毎にベストプラクティスを提示。CFPBは、業界団体と連携して、ダイバーシティとインクルージョンのベストプラクティスを採用するよう働きかけていく予定。	2022/01/19	CFPB	ダイバーシティ
報酬ベンチマーク・エクササイズに関するガイドライン見直しのための市中協議実施	EBAは、2012年に公表（2014年に改訂）された報酬ベンチマーク・エクササイズ（銀行や投資会社の報酬慣行に関する情報を収集し、報酬動向の比較・分析を行う取り組み）に関するガイドライン見直しのための市中協議を実施（コメント期限：3/21）。今回の改訂では、第5次資本要件指令によって導入された、変動報酬の一部を金融商品で支払う、または繰延べの取り決めで支払う要件に対する例外規定の適用や、男女の賃金格差の比較・分析に関する追加要件等を反映（銀行向け、投資会社向けの2種類のガイドライン案を提示）。	2022/01/21	EBA	報酬
地域再投資法を強化し、現代に即したものとする規制案に関する市中協議実施	米当局（FRB、FDIC＜連邦預金保険公社＞、OCC＜通貨監督庁＞）は、地域再投資法（CRA）（1977年）を強化し、現代に即したものとする規制案に関する市中協議を実施（コメント期限：8/5）。具体的には、①低・中所得層のコミュニティにおける信用、投資、基本的な銀行サービスへのアクセス拡大、②インターネットやモバイルバンキングを含む銀行業界の変化に対応、③明確性、一貫性、透明性の向上（例えば、リテール貸付と地域開発融資のCRA評価に指標ベースのアプローチを採用）、④CRA評価とデータ収集を銀行の規模やタイプ（ビジネスモデルの違い）に合わせて見直し、⑤統一的なアプローチの維持、のための変更を提示。	2022/05/05	FRB	金融包摂

ミスコンダクトに係る規制・監督関連(GFRDBより)2/3

テーマ	骨子	日...	発信...	分...
パッケージ型リテール投資商品及び保険ベース投資商品開示規則の主要投資家情報文書に関する共同監督声明公表	欧州当局（EBA＜欧州銀行監督機関＞、EIOPA＜欧州保険年金監督局＞、ESMA＜欧州証券市場監督機構＞）は、パッケージ型リテール投資商品及び保険ベース投資商品開示規則の主要投資家情報文書（「この商品は何ですか？」のセクション）に関する共同監督声明を公表し、説明文章が一般に明確ではなく、個人投資家が、商品の主要な特徴を理解することが困難になっていることを踏まえ、個人投資家にとって適切で明確で利用し易い方法で情報を提示するよう当局の期待を表明。	2022/05/10	EBA	リテール投資商品
FCAが規制対象業務の許可の取消しや変更をより迅速に行うことが可能となった旨の公表	FCA（金融行為規制機構）は、消費者保護の観点から、英金融機関に対する規制対象業務の許可の取消しや変更をより迅速に行うことが可能となったことを公表。具体的には、FCAは、ある英金融機関が規制対象業務の許可を利用していない（当該業務を行っていない）と判断した場合、2度の警告を行うが、適切な措置が講じられなければ、最初の警告から28日後に許可を取消すか、変更することが可能となる。	2022/05/19	FCA	ミスコンダクト
複雑なアルゴリズムを使用した信用モデルを利用している場合でもクレジット申請の拒否等の理由を説明する必要がある旨の通達	CFPB（消費者金融保護局）は、消費者保護の観点から、企業が、複雑なアルゴリズムを使用した（ブラックボックス）信用モデルを利用して与信判断を行っている場合でも、クレジット申請の拒否やその他の不利益処分を行う具体的な理由をクレジット申請者に説明する必要があることを通達。	2022/05/26	CFPB	ミスコンダクト
支店やATMの統廃合に関するガイダンスの改訂案に関する市中協議実施	英FCA（金融行為規制機構）は、支店やATMの統廃合に関するガイダンス（2020年9月）の改訂案に関する市中協議を実施（コメント期限：7/26）。具体的には、金融機関が、顧客に直接関係するサービス（対面サービスや営業時間等）の大幅な変更を計画している場合、顧客ニーズを評価し、代替手段の利用可能性と提供を検討すべきとの当局の期待を明確化したほか、変更から生じる移行において、金融機関が顧客を効果的に支援することを求めている。	2022/06/14	FCA	ミスコンダクト

ミスコンダクトに係る規制・監督関連(GFRDBより)3/3

テーマ	骨子	日...	発信...	分...
報酬ベンチマーク・エクササイズに関するガイドライン最終版公表	EBA(欧州銀行監督機構)は、2012年に公表(2014年に改訂)された報酬ベンチマーク・エクササイズ(銀行や投資会社の報酬慣行に関する情報を収集し、報酬動向の比較・分析を行う取り組み)に関するガイドライン最終版を公表。今回の改訂では、第5次資本要件指令によって導入された男女の賃金格差の比較・分析に関する追加要件等を反映(銀行向け、投資会社向けの2種類のガイドラインを提示)。	2022/06/30	EBA	報酬
第2次金融商品市場指令商品のガバナンス要件に係るガイドラインの見直しに関する市中協議実施	ESMAは、第2次金融商品市場指令商品のガバナンス要件に係るガイドラインの見直しに関する市中協議を実施(コメント期限:10/7)。本改訂案は、2017年のガイドラインに、最近の規制・監督上の動向(ECの資本市場回復パッケージと関連指令等)、2021年共通監督措置で特定されたグッド・プラクティスやケース・スタディを反映したもので、投資商品のライフサイクルの全段階において、企業が、顧客の最善の利益のために行動し、誤販売を防止することを支援。	2022/07/08	ESMA	ミスコンダクト
借り手中小企業への対応に関するリテール銀行CEO向けレター発出	FCAは、一部銀行の回収業務のレビューを踏まえ、リテール銀行CEO向けレターを発出し、銀行業界全体に対して、生活コストの上昇により苦境にある借り手中小企業への対応を改善するよう(債権回収の際に中小企業の顧客を公平に扱うよう)指示。	2022/07/12	FCA	ミスコンダクト
金融プロモーションの規則強化に関するディスカッションペーパー公表	FCA(金融行為規制機構)は、金融プロモーションの規則強化に関するディスカッションペーパーを公表(コメント期限:10/10)(ただし、暗号資産のプロモーションは対象外)。具体的には、消費者保護の観点から、①高リスク投資分類がより分かり易くなるよう変更、②消費者がリスクを承知の上で高リスク投資にアクセスするような施策(リスク警告の強化、投資誘引の禁止、ポジティブフリクション<あえてステップを踏ませること>の導入、顧客分類の改善、適切性テストの強化等)の導入、③金融プロモーションを承認し、伝達する企業の役割強化、を提示。 なお、FCAは、コメントを反映した最終規則を来年初に公表予定。	2022/08/01	FCA	ミスコンダクト

海外メディア報道—ミスコンダクトに係る規制・監督関連(ミスコンダクトDBより) 1/5

報道日...	地域	件名	コメント	規制分類
2022/01/19	英国 (UK)	英FCAによる暗号資産やクラウドファンディング等の高リスク投資の販売に関する規制案公表	英FCAは、コロナウイルス・パンデミックが始まって以降、インターネット経由などで投資詐欺的が急増していることを受けて、暗号資産、クラウドファンディング、個人向けミニボンド、流動性の低い投機的証券等の高リスク投資の販売に関する規制案を公表。	ミスコンダクト
2022/01/26	米国 (US)	米銀行が消費者から徴収する手数料に関して一般から意見を募る旨の公表	CFPBは、米銀行が消費者から徴収する手数料（銀行口座、クレジットカード、プリペイドカード、住宅ローン、当座貸越等に関連する手数料）に関して一般から意見を募ると公表。これは、銀行の手数料依存が強まっていることを受け、透明性を高め、競争を促す措置を検討していることが背景。Rohit Chopra局長は、こうした手数料を「ジャンクフィー」と呼び「多くの金融機関は、過剰なジャンクフィーを請求することで、サービスの真の価格を不明瞭にしている。競争を促進し、市場から違法な行為を排除することで、アメリカ人を救うことを望んでいる」と提示。	ミスコンダクト
2022/02/22	米国 (US)	カリフォルニア州の失業給付プログラムの管理に関する不正行為防止対策に不備があった可能性があるとBank of Americaを調査中	OCCとCFPBは、カリフォルニア州の失業給付プログラムの管理に関する詐欺防止策に不備があった可能性があるとして、Bank of Americaを調査中。具体的には、COVID-19給付金詐欺によって口座が流出したと報告した数万人のカード会員に適切に対応せず、結果として、正当な受益者が口座にアクセスできない状況となった（消費者保護の観点での問題）ことを注視。	ミスコンダクト
2022/02/23	ヨーロッパ (Europe ex UK)	欧州域内企業に対して、サプライヤーが環境基準を順守し、強制労働等に関与していないか精査することを義務付ける法案公表	欧州委員会は、域内企業に対して、サプライヤーが環境基準を順守し、強制労働等に関与していないか精査することを義務付ける法案を公表。具体的には、企業（従業員500人、売上高1.5億ユーロが閾値）は最低1年に1度、主要な事業決定をしたり新たな活動を始めたりする前に自社のサプライチェーンを評価する必要。	ESG
2022/02/28	英国 (UK)	英FRCのチーフエグゼクティブによる「健全なカルチャーを培うことが、ビジネスの成功の基本である」との提示	英FRCのチーフエグゼクティブのSir Jon Thompsonは、「最近の不健全なコーポレートカルチャーに関連した一連の企業倒産（BHS、Carillion、Greensill、Patisserie Valerie等）は、健全なカルチャーを培うことが、ビジネスの成功の基本であることを示している」と提示。また、英公認内部監査人協会の調査によると、監査人の約3分の2は、FRCが英国のコーポレートガバナンス・コードを改正し、取締役役にコーポレートカルチャーの促進、監視、評価についてより大きな責任を与えるべきであるとした。	文化
2022/03/01	米国 (US)	Biden大統領による一般教書演説においてパンデミック関連の不正行為に対する対策を強化する旨の公表	Biden大統領は、一般教書演説において、パンデミック（救済プログラム）関連の不正行為に対する対策を強化することを公表し、「我々は、中小企業や何百万人も米国人のための数十億ドルの救済資金を盗んだ犯罪者を追っている」と提示。今後、パンデミック関連の重大な不正行為を行った犯罪者に対する罰則を強化するよう議会に求める方針。	ミスコンダクト

海外メディア報道—ミスコンダクトに係る規制・監督関連(ミスコンダクトDBより)2/5

報道日...	地域	件名	コメント	規制分類
2022/03/17	米国(US)	コンプライアンス最高責任者が会社によって指定された特定の監督責任を果たさない場合にのみ処分を行う旨を明確化する通知公表	FINRAは、コンプライアンス最高責任者が、会社によって指定された特定の監督責任を果たさない場合にのみ処分を行い、助言的な役割を果たす事項には処分を行わない（監督責任自体は、企業の上級責任者にある）ことを明確化する通知を公表。	コンプライアンス
2022/04/04	米国(US)	カリフォルニア州に本社を置く上場企業に対して性別、人種、民族等の多様な取締役を選任することを義務付ける同州法を違憲とする判決	カリフォルニア州高等裁判所は、カリフォルニア州に本社を置く上場企業に対して、2021年までに性別、人種、民族等の多様な取締役を選任することを義務付ける同州法を違憲とする訴えを支持して略式判決を下した。これにより、取締役会の多様性を義務付ける取り組みが後退する形。	ダイバーシティ
2022/04/06	米国(US)	州議会議員団体のAmerican Legislative Exchange CouncilによるESGの傾向に州年金基金が追随しないようにするためのモデル法案を提供する旨の公表	州議会議員の（右派）団体のAmerican Legislative Exchange Councilは、いわゆる環境、社会、ガバナンスの傾向に州年金基金が追随しないようにする（州年金基金が、投資判断において収益以外の社会的・環境的要因を考慮することを禁止する）ためのモデル法案を各州に提供すると公表。	ESG
2022/04/14	米国(US)	FinCENによるクレプトクラシーと海外公的腐敗に関する勧告公表	FinCENは、クレプトクラシー（国家・国民から収奪して私腹をこやす政治形態）と海外公的腐敗（贈収賄、横領等）に関する勧告を公表し、米金融機関に対して、海外公的腐敗による収益の検知に注力するよう促した。特に、「ロシアのウクライナへのさらなる侵攻は、同国のようなクレプトクラシーが、自国民だけではなく他国の人々にも被害を与えている一例」と指摘。	ESG
2022/05/06	英国(UK)	英消費者金融会社に対して融資のマーケティングを行う際に「信用調査なし融資」等の誤解を招く用語を使用しないよう警告するレター発出	FCAは、消費者保護の観点から、英消費者金融会社（約2.8万社）に対して、融資のマーケティングを行う際に「信用調査なし融資」、「融資保証」、「事前承認」、「信用調査なし」といった誤解を招く用語を使用しないよう警告するレターを発出。	ミスコンダクト
2022/05/10	英国(UK)	オーソライズド・プッシュ・ペイメント詐欺防止策の強化と払い戻しを義務化する方針	英当局は、オーソライズド・プッシュ・ペイメント（APP）と呼ばれる詐欺行為（個人や企業を狙って、犯罪者の銀行口座へ支払いをするように仕向けるもの）が、金額・量とも増加していることを受けて、APP詐欺の被害者を保護するために、英銀行に対して、詐欺防止策の強化と払い戻しを義務化する方針。	ミスコンダクト

海外メディア報道—ミスコンダクトに係る規制・監督関連(ミスコンダクトDBより)3/5

報道日...	地域	件名	コメント	規制分類
2022/05/12	米国 (US)	人工知能や機械学習技術を使って労働者や求職者を評価する雇用主は障害者を保護する法律の順守に留意する必要があるとの指摘	米司法省と雇用機会均等委員会は、人工知能（AI）や機械学習技術を使って労働者や求職者を評価する雇用主は、障害者を保護する法律の順守に留意する必要（AIや機械学習技術が不当な差別につながる場合、それらを使用した企業は法律上の責任を負う可能性）があると指摘。	ミスコンダクト
2022/05/16	ヨーロッパ (Europe ex UK)	Deutsche Bankの従業員がどのようにプライベートなメッセージツールをビジネス目的で使っているかを調査するためにWhatsAppの情報提供要請	BaFinは、Deutsche Bankに対して、同行の従業員が、どのようにプライベートなメッセージツールをビジネス目的で使っているかを調査するために、WhatsAppの情報を提供するように要請。	ミスコンダクト
2022/05/16	米国 (US)	州内に本社を置く上場企業に女性役員の選任を義務付けた州法(2018年)は違憲との判断	カリフォルニア州高等裁判所のMaureen Duffy-Lewis判事は、州内に本社を置く上場企業に女性役員の選任を義務付けた州法(2018年)は、州憲法の平等保護条項に違反するため、違憲との判断を下した。同州法は、州内に本社を置く上場企業に対して、2021年までに役員会の規模に応じて最低2～3名の女性役員を置くことを義務づけていた（罰則規定あり）。	ダイバーシティ
2022/05/25	米国 (US)	FASBによる環境・社会・ガバナンスに連動した特徴を持つ金融商品の会計処理と規制クレジットに関するプロジェクトの技術的議題への追加公表	FASBは、環境・社会・ガバナンスに連動した特徴を持つ金融商品の会計処理と規制クレジットに関するプロジェクト（再生可能エネルギー・クレジットやカーボンオフセット関連）を、規則作りを優先すべき技術的議題に追加すると公表。これは、現状、再生可能エネルギー・クレジットやカーボン・オフセットの購入を記録する際に、企業が従うべき会計上の規則がないことを踏まえたもの。	ESG
2022/05/25	米国 (US)	投資顧問と投資会社に対するESG投資慣行に関する情報開示強化を求める規則案公表	SECは、環境・社会・ガバナンス（ESG）要因の組み込みに関する投資家向けの一貫性、比較可能性、信頼性のある情報提供促進のため、投資顧問と投資会社に対して、ESG投資慣行に関する情報開示の強化を求める規則案を公表。	ESG
2022/05/26	その他 (others)	ESG商品 開示強化の波	ESG（環境・社会・企業統治）を巡り、運用会社が情報開示の強化を迫られている。米国ではESG商品の統一基準の検討が始まり、先行する欧州では2023年から投資先企業の男女賃金格差など詳細な開示が義務付けられる。米証券取引委員会（SEC）は25日、資産運用会社を対象にESG開示の統一基準を導入するかどうかを協議する。米国ではESGを運用戦略に組み込むファンドが急増しており、SECは統一基準で市場の透明化を図る。欧州連合（EU）は21年3月から金融機関にESG情報開示を義務付ける「サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）」を適用している。運用会社は自社のファンドを「一般的な商品」「環境や社会の特性を促進する商品」、「サステナブルな投資目的を持つ商品」（主にインパクト投資）の3つに分類する。	ESG

海外メディア報道—ミスコンダクトに係る規制・監督関連(ミスコンダクトDBより) 4/5

報道日...	地域	件名	コメント	規制分類
2022/06/03	米国 (US)	人工知能に特化した指針がなくても、金融機関は既存の規則に抵触する可能性がある旨の提示	OCCのオペレーションリスク政策担当副長官のKevin Greenfieldは、ニューヨーク市弁護士協会主催のパネルディスカッションで、「既存のガイダンスがたくさんあり、人工知能（AI）と銘打たれたものでなくても適用できる」として、AIに特化した指針がなくても、金融機関は既存の規則に抵触する可能性があると提示。	ミスコンダクト
2022/06/05	その他 (others)	NZで内部告発保護法改正、「企業は準備を」	ニュージーランドで7月から、組織の内部告発者を保護する情報公開保護法（PDA）の改正法が施行される。改正法は、告発者の保護強化を目的としたもので、企業はコンプライアンス順守などリスク管理を引き締める必要がありそうだ。7月に施行となる改正法は、政府機関や企業組織内の不正行為を摘発する雇用者の保護強化を目的としている。雇用者が不正とみなされる行為を発見した場合、雇用主を通さず当局へ直接報告できる枠組みや、「重大な不正行為」の定義拡大などが改正内容となっている。改正後の重大な不正行為の定義には、通常は個々の苦情として調査対象になるいじめやハラスメントも含まれ、手続きが複雑化するとみられると述べた。	ミスコンダクト
2022/06/08	ヨーロッパ (Europe ex UK)	EUによる一定以上の女性取締役を登用することを義務付けるクォータ制の導入合意の公表	EUは、男女平等を促進するため、一定以上の女性取締役を登用することを義務付けるクォータ制の導入に合意したと公表。具体的には、上場企業に対して、取締役会で人数が少ない方の性（通常は女性）の比率を、2026年6月末までに最低40%とするよう義務付け。	ESG
2022/06/22	米国 (US)	CFPBのRohit Chopra局長による銀行がクレジットカードの支払いが遅れた場合に顧客に請求する手数料を引き下げる方向である旨の提示	CFPBのRohit Chopra局長は、銀行がクレジットカードの支払いが遅れた場合に顧客に請求する（延滞）手数料について調査し、規則変更により当該手数料を引き下げる方向であると提示。同氏は、手数料の妥当性を確保するという法律の趣旨にもかかわらず、銀行が利益を上げるために手数料を過度に引き上げ、貧困層の顧客を犠牲にしていると指摘。	ミスコンダクト
2022/06/30	ヨーロッパ (Europe ex UK)	欧州証券市場監督局 ESG ファンド監督とグリーンウォッシュ対応示したブリーフィング公表	欧州連合の金融監督当局である欧州証券市場監督局は5月31日、EU加盟国の金融監督当局に対し、サステナビリティを謳う投資ファンドの監督とグリーンウォッシュへの対応方針を示したブリーフィングを公表した。同ブリーフィングは、各国規制当局がサステナビリティを特徴とするファンドを効果的に監督するために、統一した監督基準を設けてグリーンウォッシュへの対応を図ることに寄与するという。5月には米銀大手のバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（BNYメロン、ティッカーシンボル：BK）の運用子会社に対し、ESG関連の情報開示が不十分だとして制裁金を科した。ESMAは各国規制当局と緊密に連携し、サステナビリティを謳う投資ファンドのモニタリングに際して監督上のコンバージェンスを促進してグリーンウォッシュへの対応を進める。	ESG
2022/07/12	英国 (UK)	借り手中小企業への対応に関するリテール銀行CEO向けレター発出	FCAは、一部銀行の回収業務のレビューを踏まえ、リテール銀行CEO向けレターを発出し、銀行業界全体に対し、生活コストの上昇により苦境にある借り手中小企業への対応を改善するよう（債権回収の際に中小企業の顧客を公平に扱うよう）指示。	ミスコンダクト

海外メディア報道—ミスコンダクトに係る規制・監督関連(ミスコンダクトDBより)5/5

報道日...	地域	件名	コメント	規制分類
2022/07/19	米国 (US)	米銀行に対して米個人間送金サービス会社のZelle等が提供する送金サービスにより詐欺の被害に遭った顧客への補償を義務付けるガイダンスを公表予定	CFPBは、米銀行に対して、米個人間送金サービス会社のZelle等が提供する（銀行プラットフォームを利用した）送金サービスにより詐欺（いわゆるZelle詐欺）の被害に遭った顧客への補償を義務付けるほか、詐欺に対する説明責任を強化するための新しいガイダンスを今後数週間のうちに公表予定。	ミスコンダクト
2022/07/28	シンガポール (Singapore)	個人投資家向けESGファンドについて新しい開示・報告ガイドライン公表	シンガポールMASは、（環境に配慮するように見せかける）グリーンウォッシュのリスクを減らすため、個人投資家向けESGファンドについて、新しい開示・報告ガイドラインを公表。具体的には、投資戦略、投資先の選定基準、投資戦略に伴うリスク等の詳細開示を義務付け。	ESG

ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(A. 顧客、取引相手からみた不公正に起因する問題、2022年2Q)

分野	日付	国	コメント
A	2022/07/01	日本	①特許侵害（キャラの商標登録を巡る争い：ドワンゴ）、②誇大広告（スシロー、パナソニック、大幸薬品クレベリンの品質表示法違反）、④不正競争（エクスペディア、携帯電話事業者4社、食べログ、洋上風力、ダイコクの納入業者に対する優越的地位の乱用）、⑦品質問題（医薬品製造の品質不正、品質不正＜三菱電機＞、データ改ざん・検査不正＜川崎重工子会社、日本製鋼所子会社、東レ＞、不正車検＜ホンダ販売店、新潟トヨタ＞、***新生銀行の投信価格の誤計算***）、⑧個人情報漏洩（エディオン、イズミヤ、ブラザー、月桂冠、***第一生命***、デロイト・コンサルティング）、⑩その他（***株価操作＜SMBC日興証券＞***、***税金の計算ミス＜新生銀行＞***、***顧客情報のご廃棄＜山口フィナンシャルグループ＞***）、等のニュースがあった。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①大手メーカーにおける相次ぐ品質不正が今後のこれら企業の業績に及ぼす影響、②使用コンサルを通じた機密情報漏洩リスクのチェック、③使用AIのアカウントビリティの確認。
A	2022/07/01	米国	②誇大広告（FCAの排ガス系システム、***ESG詐欺＜BNYメロン、GS＞***、大手小売りの不当表示、大手石油のプラスチック汚染削減の誇張、***大手資産運用会社の不実表示***）、③利益相反（デロイトの監査とコンサルの分離検討、***チャールズ・シュワブの子会社***、イーロンマスク氏によるドッジコイン価格つり上げ疑惑、統計的格付機関のEgan Jones）、④不正競争（買収＜ソニー＞、アプリの排除＜グーグル＞）、⑦品質問題（リコール＜テスラ＞、大手シリアルメーカー、）、⑧個人情報漏洩（出会い系アプリでのユーザー位置、ユーザーアカウントのセキュリティデータ＜Twitter＞、消費者信用情報機関による消費者情報の無断活用、アマゾンによるプラットフォーム上のサードパーティ販売者情報の無断活用、***モルガンスタンレーの取引先情報の漏洩***）、⑩その他（***消費者金融保護法違反＜BOA＞***、***取引注文誤入力＜シティ＞***）、等のニュースがあった。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①ESG関連のIR内容の適切性チェック、②大手監査法人のコンサル部門分離への自社への影響確認、③使用モデル（法人や個人の信用リスク測定等）のアカウントビリティのチェック。
A	2022/07/01	欧州/アジア	②誇大広告（サムソン@豪州、誤解を与える警告文＜Uber@豪州＞、***信用調査なし融資を匂わす宣伝/消費者金融会社@英国***）、③利益相反（監査とコンサルの分離＜EY＞、EYの動きへの否定＜PwC、KPMG＞）、④不正競争（建設会社10社@英国、競争制限＜Apple@欧州、FB@豪州＞、メディアニュース活用での和解＜Google@欧州＞、クラウド事業囲い込み＜マイクロソフト@欧州＞、音楽配信独占＜アップル@欧州＞）、⑤顧客適合性（***消費者金融会社TFS loan@英国***）、⑦品質問題（スズキの排ガスを不正に制御する装置@ドイツ、VW@ドイツ、トヨタ@豪州、テスラ@中国、起亜・現代@韓国、フェラーリ@中国等でのリコール、ルノー&日産@フランス、現在&起亜@ドイツ）、⑩その他（***株誤注文/シティ@英国***）、等のニュースがあった。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①新しいタイプの消費者向け信用/金融商品販売における広告や顧客適合性の適切性チェック、②欧州等における米系IT大手に対する規制強化がもたらす余波のチェック、③国内自動車メーカーの海外における品質問題の国内への余波のチェック。

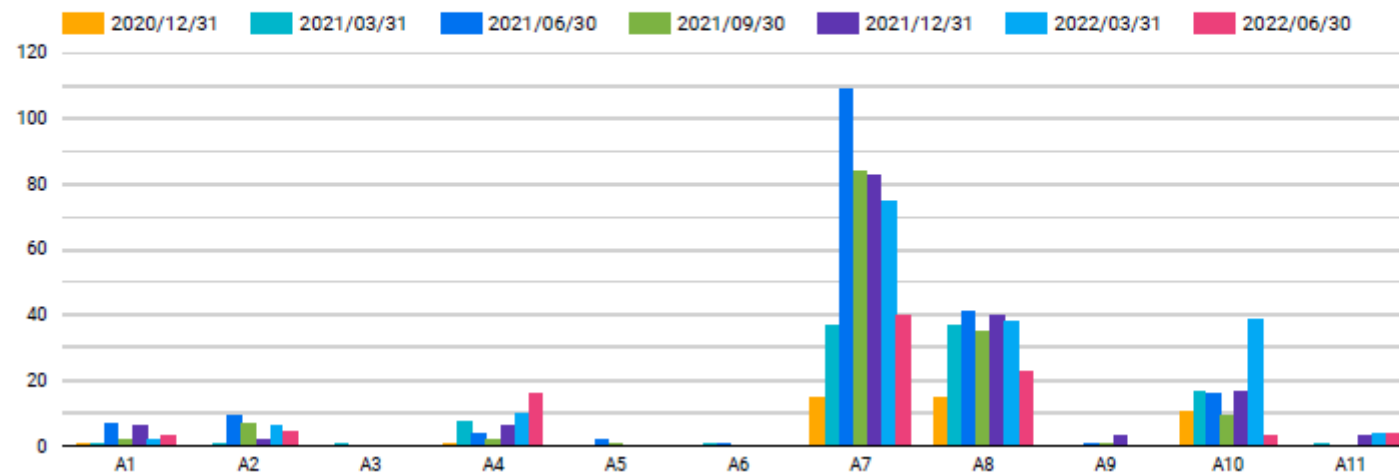
ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(A. 顧客、取引相手からみた不公正に起因する問題、2022年1Q)

分野	日付	国	コメント
A	2022/04/01	日本	金融機関関連では、顧客情報の漏洩が多かったほか、大手証券会社による相場操縦嫌疑に伴い法人/幹部が起訴されたケース、公取がOR決済での入金手数料設定に係る不正競争の疑いで調査を開始したケースが目立った。一般事業法人では、サーバー攻撃（特にマルウェアであるエモテット感染）に伴う顧客情報流出、自動車メーカーのリコールや製薬会社の商品自主回収、不正競争（東宝の映画配給会社への圧力、警備会社談合、医薬品卸大手による談合等）、複数の製薬会社の不正行為に伴う業務停止命令等が目立った。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①基本に返った子会社のガバナンス・チェック、②マルウェア対応とインシデント発生時の迅速対応の準備、③手数料設定における合理性の確認。
A	2022/04/01	米国	金融機関関連では、不正競争（アマゾンによる高手数料率を理由とした英VISAカード利用停止騒動、モルガンスタンレーに対するブロックトレーディングでの不正嫌疑等）、顧客情報管理（モルガンスタンレー）、失業保険支給に係る管理不備（BOA）が目立った。一般事業法人では、スタートアップ企業の投資家への虚偽説明や詐欺的広告、IT大手（メタ、グーグル、アップル等）の不正競争等が多かった。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①ブロックトレーディングにおける公正性の慎重な確認、②新興テック企業バブルの中でのこれら企業の詐欺的行為への監視強化。
A	2022/04/01	欧州/アジア	金融機関関連では、高リスク取引先に係る管理不備（バークレイズ）が報道された。また一般事業法人では、欧州/韓国/ロシア当局による米IT大手（グーグル、メタ、アップル、インテル、マイクロソフト）に対する不正競争や個人情報取扱違反、韓国や豪州における虚偽広告（ユニクロ、メルセデスベンツ、テスラ@韓国、メタ@豪州）、大規模リコール（自動車やfitbit）が目立った。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①高リスク取引先に対するDDの強化、②欧州/豪州/韓国当局のIT大手に対する規制強化からもたらされるリパーカッションの確認。

ミスコンダクトの傾向(A. 顧客、取引相手からみた不公正に起因する問題)

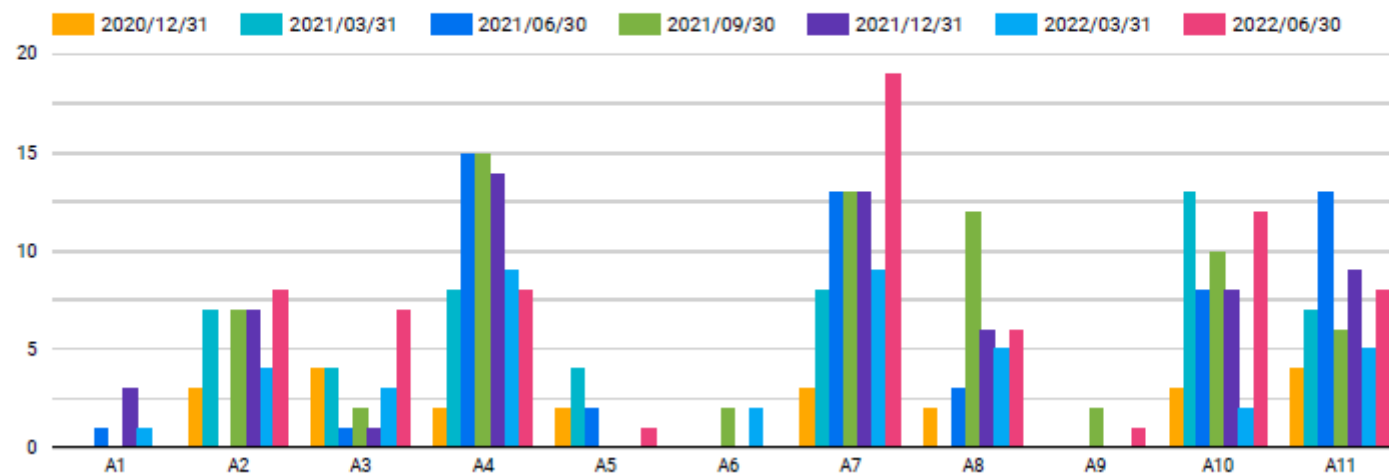
四半期毎にみた件数推移（日本）

A1: 開発手法等、A2: 誇大広告、A3: 利益相反、A4: 不正競争、A5: 顧客適合性、A6: 価格設定、A7: 品質管理、A8: 顧客取引先情報管理、A9: 苦情対応、A10: その他、A11: 市場コンダクト



四半期毎にみた件数推移（米国）

A1: 開発手法等、A2: 誇大広告、A3: 利益相反、A4: 不正競争、A5: 顧客適合性、A6: 価格設定、A7: 品質管理、A8: 顧客取引先情報管理、A9: 苦情対応、A10: その他、A11: 市場コンダクト



ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(B. 従業員からみた不公正に起因する問題、2022年2Q)

分野	日付	国	コメント
B	2022/07/01	日本	①雇用一般（実態と異なる雇用形態＜QBカット、ベルコ＞、外国人労働者の雇用＜花畑牧場＞、公正な採用選考＜吉野家＞、AI人事評価依存＜日本IBM＞、アスベスト被害救済＜建設業界＞、***不正融資主導認めず解雇無効＜スルガ銀行＞***、***顧問定年制導入＜みずほ＞***、24時間営業拒否のフランチャイズ店に対する契約解除有効＜セブン＞）、②パワハラ/セクハラ（くら寿司、木曽路、業務委託契約先に対するセクハラ）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①雇用形態と雇用実態の整合性チェック、②AI人事評価の正しい導入・活用の確認、③顧問定年制の是非。
B	2022/07/01	米国	①雇用一般（AIを用いた人事評価が障害者保護法に抵触する可能性、労組結成＜アマゾン、アップル＞、職場におけるコロナ対策緩和、求人で給与の幅を公表＜マイクロソフト＞、CEO批判の従業員解雇＜SpaceX＞、60日前の事前通告無しの大量解雇＜テスラ＞、週最低40時間の出社要請＜テスラ＞）、②パワハラ/セクハラ（テスラ）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①テスラとの付き合い方、②IT大手における労組結成の余波チェック、③ポストコロナの勤務形態チェック。
B	2022/07/01	欧州/アジア	①雇用一般（***投資銀行部門責任者の行動規範違反に伴う解雇＜クレディ・スイス＞***、労働者の人権被害＜VW @ ブラジル＞、労働者権利侵害疑惑＜パナソニック @ メキシコ＞）、②パワハラ/セクハラ（***南米最大の国営銀行のCEOがセクハラで辞任＜CAIXA＞***）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①南米子会社における労務管理の適切性チェック。

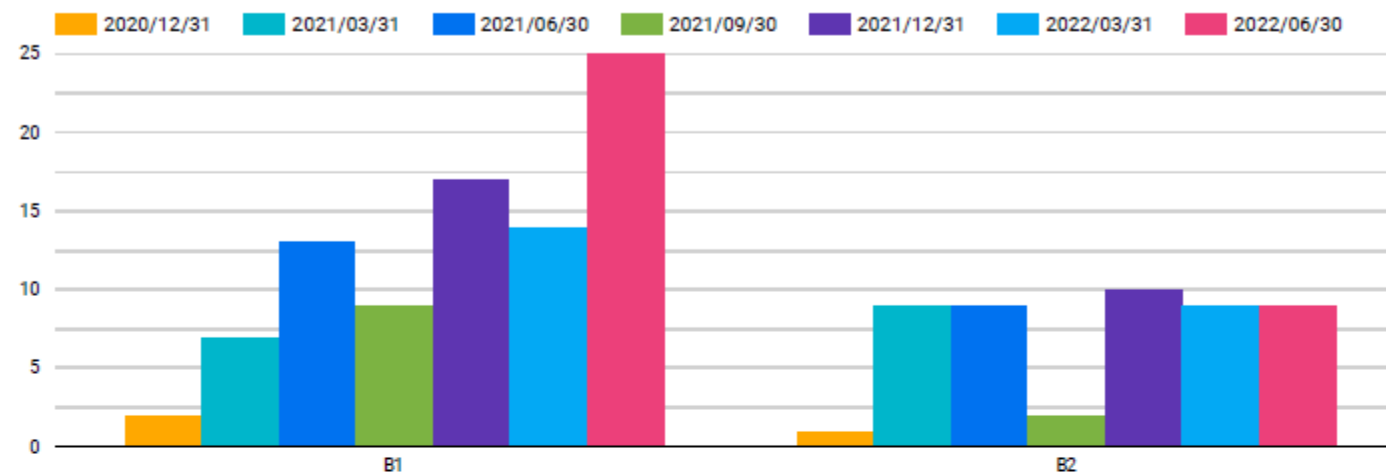
ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(B. 従業員からみた不公正に起因する問題、2022年1Q)

分野	日付	国	コメント
B	2022/04/01	日本	一般事業法人では、労働安全（ノジマ、アート引越、アステラス製薬）、長時間労働（アクセンチュア、住友林業、KDDI子会社）、不当解雇（伊藤忠）、パワハラ/セクハラ（多くのトヨタ系販社、デンソー、東京ディズニーランド）等のニュースがあった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①（関連子会社も含む）長時間労働の有無の慎重な確認、②コロナ禍に伴うフラストが生むパワハラ等への注意。
B	2022/04/01	米国	全般に、コロナワクチン接種の義務化、マスク着用義務の撤廃や職場復帰/オフィス再開、パワハラ/セクハラ系イベント（アクティビジョン、マイクロソフト、テスラ）のニュースが多かった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①ポストコロナの職場復帰の円滑な進め方と従業員のワクチン接種に係る社としての方針の明確化、②人種や性別といったマイノリティに対するアファーマティブ・アクション教育の徹底。
B	2022/04/01	欧州/ アジア	全般に、コロナ関連では欧州等で職場復帰、逆に香港では行動規制強化関連のニュースが、またハラスメント系のニュース（リオ・ティント、ロイズ等）もみられた。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①中国、香港等の職場における行動規制強化対応。

ミスコンダクトの傾向(B. 従業員からみた不公正に起因する問題)

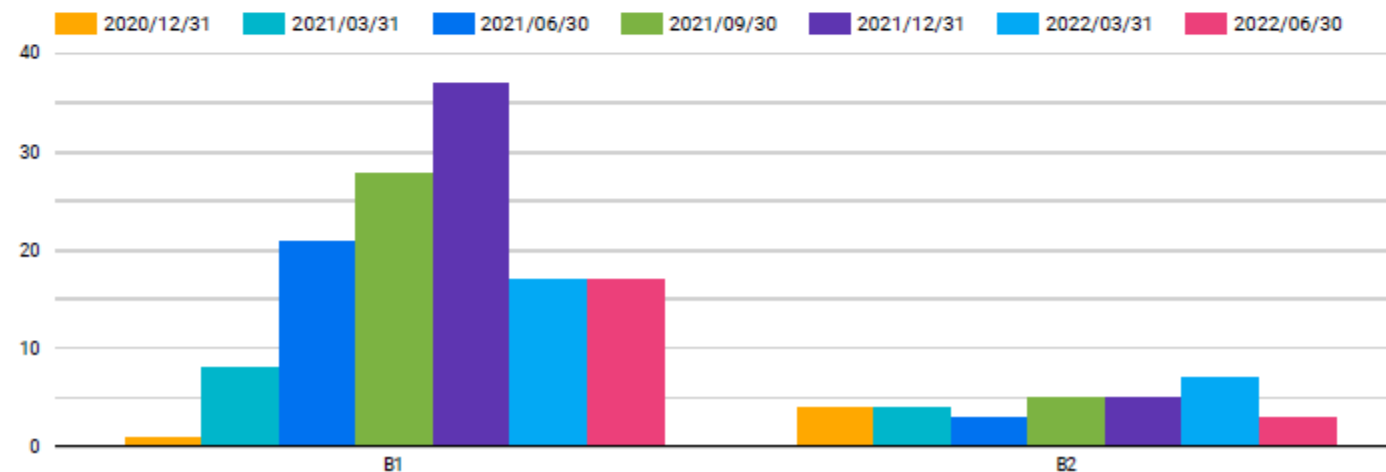
四半期毎にみた件数推移（日本）

B1:雇用一般、B2:セクハラ/パワハラ



四半期毎にみた件数推移（米国）

B1:雇用一般、B2:セクハラ/パワハラ



ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(C. 社会一般・当局からみた不公正に起因する問題、2022年2Q)

分野	日付	国	コメント
C	2022/07/01	日本	①業務継続関連（電力難民企業の増加、システム障害＜***北國銀行***、***三井住友銀行***、***CHACE行システムトラブルに絡んで日本アイビーエム/キンドリル***、AU、楽天、***第一生命***、Confluence＜ドキュメント共有サービス＞、***SBI証券外国株取引***＞、③レピュテーション関連（経営幹部の不適切発言＜吉野家＞、天下り＜日銀＞、ロシアからの撤退＜JT、丸亀製麺、武田製薬、アステラス、コマツ＞、ロシア関連引当金＜3メガ＞、投資家からの脱炭素提案＜Jパワー＞）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①自行/自社が電力難民に陥る可能性の確認、②ベンダーのシステム障害対応や補償範囲のチェック、③ロシア関連潜在座礁資産の確認。
C	2022/07/01	米国	①業務継続関連（***市況変動激化を理由に変動損失保護システムを一時停止：バンコール***）、②犯罪/規制違反関連（***マネロン＜BitMEX、バイナンス＞***、中東でのコンプラ違反＜エリクソン、公認会計士試験での不正＜EY＞、***銀行の対ベネズエラ制裁違反＜プエルトリコの銀行＞***、***AML規制違反＜仮想通貨ミキサー企業＞***、***証券詐欺＜アリアンツ傘下の資産運用会社＞***、***AMLシステム不備＜ウェルズファーゴ・アドバイザー＞***、監督不届き＜KPMG＞、外国公務員に対する贈賄＜医療廃棄物等回収処理会社＞、制裁回避＜S&Pグローバル、豪運輸会社、米探掘会社、露航空会社＞、***不正送金の看過＜JPモルガンチェース＞***、***AML不備＜アンカレジ・デジタル・バンク＞***）、③レピュテーション関連（***複雑な商品を扱う従業員の教育不備＜UBS＞***、中絶制限に直面する従業員への支援が訴えられるリスク＜ディズニー等多くの企業＞、住宅法に違反する差別的広告＜メタ＞、性別/感情分析AIの提供停止＜マイクロソフト＞、非公開での信用格付モデル調整に対する罰金＜MorningStar Credit Rating＞、***ロシア撤退の遅れ＜米銀＞***、ESGに係る株主提案の増加、***環境提案の相次ぐ否決＜米銀＞***、ESG指数からの除外＜テスラ＞、政治的反発に伴う税優遇措置の廃止＜ウォルト・ディズニー＞、メタバースの高額使用量設定＜メタ＞）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①AI導入に対する社会的反発の有無の確認、②信用リスクモデル等のモデル調整を行う場合のアカウントビリティ確保、③米国内で対立する政治的議論への企業としてのアプローチに係る慎重な対応。
C	2022/07/01	欧州/アジア	①業務継続関連（サイバーインシデントによる物流の中断＜英配送会社@英国＞、***台湾銀のATM不具合頻発に伴う当局からの処分***、英航空便の相次ぐ欠航）、②犯罪/規制違反関連（マネロン＜***Ghana International Bank@英国***、***光大証券@香港***、***クレディスイス@スイス***、仮想通貨「ルナ」開発者@韓国＞、グリーン投資に係る詐欺的情報伝達＜***ドイツ銀行@ドイツ***＞***、元政治家のレピュテーション毀損＜グーグル@豪州＞、安全性開示の不適正＜EDF@フランス＞、コンサル会社の規制ホスティングサービスの提供認可の取り消し＜Alexander@英国＞、***チャレンジャーバンクでの金融犯罪管理の弱さ@英国***、***AML不備への罰金に備えた配当見送り＜ダンスケバンク＞***、過激派への資金流出疑惑＜エリクソン＞）、③レピュテーション関連（気候変動シナリオ誇張批判とその後の停職措置＜***HSBCアセットマネジメント@英国***＞、ロシアからの撤退や事業停止＜ルノー、マークス・スペンサー、スターバックス、ジーマス、***アリアンツ***、***ソシエテ・ジェネラル***、ノキア、グラクソ、ステランティス、エリクソン、インテル、中国の民生用ドローン会社、中国銀聯＞、ロシアからの撤退の難航＜サムスン、フランス小売、4大監査法人＞、パーム油調達停止＜伊菓子メーカー＞）等のニュースがみられた。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①ポストコロナでの雇用困難化に伴うサービス中断の可能性の考慮、②ロシア/中国等からのサイバーセキュリティ攻撃激化を考慮した対応、③欧州におけるAML対応、④ロシア事業の扱い。

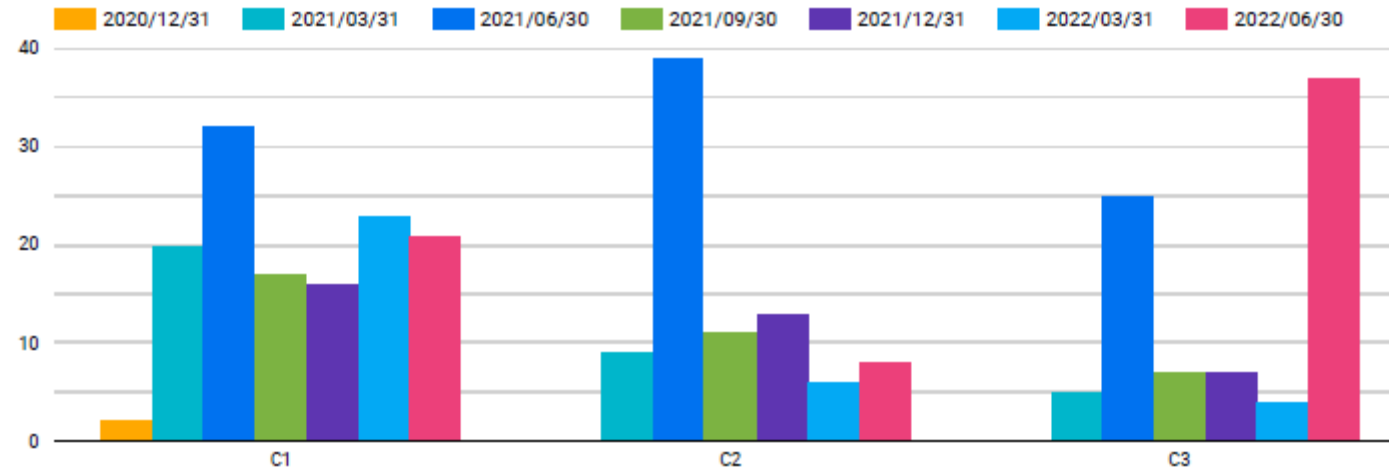
ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(C. 社会一般・当局からみた不公正に起因する問題、2022年1Q)

分野	日付	国	コメント
C	2022/04/01	日本	金融機関関連では、引き続き、システム障害に伴う業務提供中断のニュースが多かった。一般事業法人では、サイバー攻撃、コロナや地震等に伴う営業/生産停止（自動車、機械、電気等）、性的偏見助長（サンリオ）、旅行会社の補助金不正受給、新興電力破綻に伴う電力難民の発生、等のニュースがあった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①官民の多くで発生している補助金不正受給に対する感度の引上げ、②（これまでは一般的に受け入れられてきた家族像等が招く今的）性的偏見助長に対する注意の喚起。
C	2022/04/01	米国	金融機関関連では、暗号資産関連業者の不正（無認可取引、マネロン違反、AML不備等）や対ロシア金融制裁対応での苦労等に係るニュースが多かった。一般事業法人では、サイバー攻撃に伴う事業停止、5G開始に伴う航空ダイヤの混乱、対ロシア制裁関連、銃器メーカーによる銃乱射被害者に対する和解金支払、ロシア事業からの撤退や事業継続に対する批判、役員の人種差別/セクハラ発言に伴うハレーションの拡大、等のニュースが多かった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①ロシア事業の扱いに係る慎重な検討、②ダイバーシティやマイノリティーに係るセンシティビティの引上げ。
C	2022/04/01	欧州/アジア	金融機関関連では、システム障害関連（フィリピン証取、DBS）、マネロン関連（スウェードバンク、ワイヤーカード、香港のクレジットカード発行会社、レバノン中央銀行）、人種差別や汚職が疑われる人物の資産管理（クレディスイス）、生物多様性への配慮等のニュースが目をつけた。一般事業法人では、サイバー攻撃に伴う業務停止、エマージング諸国での贈収賄（エリクソン）、ロシア事業からの撤退や事業継続に対する批判等のニュースがあった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①海外資産管理ビジネスにおけるクライアントのDDの一層の強化、②生物多様性的視点からの座礁資産評価の検討。

ミスコンダクトの傾向(C. 社会一般・当局からみた不公正に起因する問題)

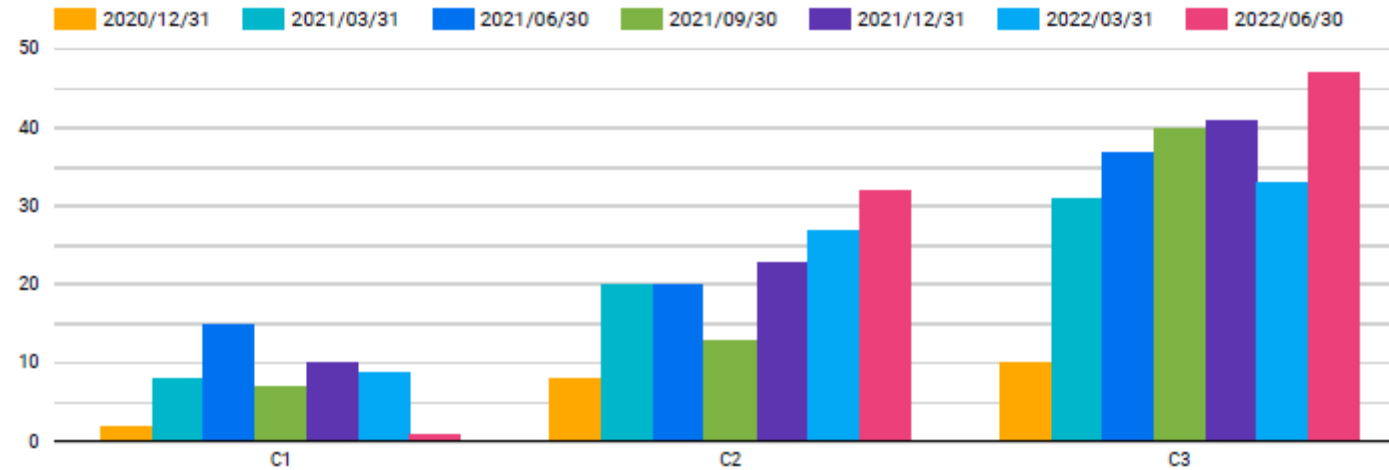
四半期毎にみた件数推移（日本）

C1:業務継続性、C2:犯罪/制裁、C3:反社会的行為



四半期毎にみた件数推移（米国）

C1:業務継続性、C2:犯罪/制裁、C3:反社会的行為



ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(D. 株主からみた不公正に起因する問題、2022年2Q)

分野	日付	国	コメント
D	2022/07/01	日本	①ガバナンス（筆頭株主からの取締役選任要求への対応＜北越メタル、フジテック＞、アクティビストの取締役選任＜東芝＞、アクティビストによるガバナンス改善要求＜東洋水産＞、社長専制＜東レ＞、違法報酬問題＜京都新聞＞）、②役職員の不正（着服＜***播州信金***、***紀北信金***、***JAよこすか葉山***、***日本生命***、***中央労金***、***三菱UFJ信託銀行***、***JA呉***、***JA東西しらかわ***、***キャンプファイヤー＜クラウドファンディング＞***、***大同信用組合***、***JAあきた白神***、***釧路信金***、博報堂プロダクツ＞、詐欺＜***みなと銀行***＞、顧客情報ご廃棄＜***みちのく銀行***＞、不正貸出＜***琉球銀行***＞、株価操作での副社長起訴＜***SMBC日興証券***＞、不正融資に係る民事調停＜***スルガ銀行***＞）、④財務会計税関連（不適切会計＜エフエム東京、大東建託＞）、⑤その他（不正アクセス＜月桂冠、***大和証券***、日本経済新聞、理研農産加工＞）が目立った。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①アクティビスト対応、②保険における不正増加の余波チェック、③不正アクセス対応。
D	2022/07/01	米国	①ガバナンス（***仕組み商品販売体制の問題＜パークレイズ＞***、***CEOの報酬計画に対する株主の反対＜JPモルガン＞***、***政治家からのリスク管理と内部統制の改革要求＜ウェルズファーゴ＞***）、②役職員の不正（***機密情報の不正使用＜GS＞***、従業員による技術情報の窃盗＜モトローラ＞、海外での汚職関与＜ノルウェー石油会社＞、インサイダー取引＜ドミノピザ＞）、④財務会計税関連（買収先株取得に係る報告の適切性＜テスラのマスク氏＞、事業安全性に係る開示の不備＜ブラジルの鉄鉱石会社＞）、⑤その他（***ロシアのオルガリヒとの取引の隠匿に係る集団訴訟＜クレディ・スイス＞***）が目立った。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①CEO等役員報酬の適切性の確認。
D	2022/07/01	欧州/アジア	①ガバナンス（ステランティス株主による会社幹部の給与計画否決、リスク管理不備＜保険仲介JLT Specialty@英国＞）、②役職員の不正（***不適切なメッセージングアプリの顧客向け使用＜HSBC@英国＞***、***巨額横領/韓国の大手銀行@韓国***、賄賂＜エアバス@フランス、グレンコア@スイス＞、***株主によるアルケゴス問題に係る経営陣の責任免除の否定や訴訟費用の拡大＜クレディスイス＞***、***取引停止に係る当局調査＜ロンドン金属取引所＞***、***中国当局によるCEOの不正調査＜マーチャントバンク＞***）、④財務会計税関連（***虚偽の情報報告＜Three Arrows Capital@シンガポール＞***、過小税納付＜マクドナルド@フランス＞）、⑤その他（パナソニックのカナダ子会社やミノルタコニカの英子会社に対するサイバー攻撃）が目立った。このうち金融機関関連は***で挟まれたもの。 ⇒（实例を踏まえた要チェック事項）①営業現場におめるメッセージングアプリの使用実態の把握、②海外子会社に対するサイバー攻撃対応。

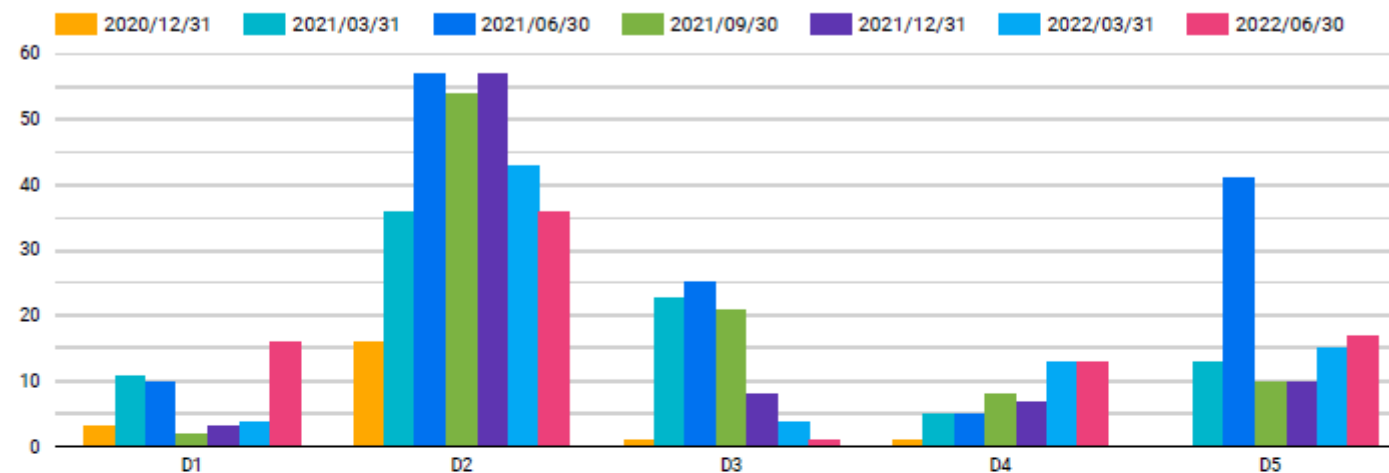
ミスコンダクトの傾向と要チェック事項(D. 株主からみた不公正に起因する問題、2022年1Q)

分野	日付	国	コメント
D	2022/04/01	日本	金融機関関連では、大手証券における組織的関与が疑われる幹部数名を巻き込んだ相場操縦疑惑が目立ったほか、信金、信組、農協における着服が相変わらず多かった。一般事業法人関連では、着服/横領（グローリー、福島電力）、会社経費使い込み（テレビ朝日社長）、サイバー攻撃に伴う事業被害（日本アンテナ、森永製菓）、粉飾決算（グレイステクノロジー）、職員の大量引き抜き（EY/デロイト）等の報道が目立った。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①子会社におけるガバナンス、リスク管理体制の点検、②採用に際しての競業避止の確認。
D	2022/04/01	米国	金融機関関連では、ガバナンス（ドイチェバンク米法人）、投資家保護違反（クレディスイス）、一般事業法人関連では、テスラCEOのインサイダー取引疑惑、エマージング諸国における贈収賄（マイクロソフト）、サイバー攻撃に伴う事業被害（ブリヂストン米子会社）といったニュースが目立った。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①海外銀行子会社のガバナンスやITセキュリティ体制の再点検。
D	2022/04/01	欧州/アジア	金融機関関連では、内部統制不備（シティグループの香港子会社）、不正行為（ドバイのプライベート・エクイティファンド、ドイツの資産運用会社）、幹部による横領（中国工商銀行）、仕組み商品の誤販売に伴う巨額損失（パークレイズ）、過去最大級の暗号資産ハッキング（アクシーインフィニティ）が目立った。一般事業法人関連では、韓国での史上最大規模の横領事件、贈賄と相場操縦による罰金に備えた巨額引当（グレンコア）、ハッカー攻撃による機密情報の漏洩（サムソン電子）等のニュースがあった。 ⇒（実例を踏まえた要チェック事項）①資産運用会社の不正に対する感度の引上げ、②米英における贈収賄規制の運用強化への対応チェック。

ミスコンダクトの傾向(D. 株主からみた不公正に起因する問題)

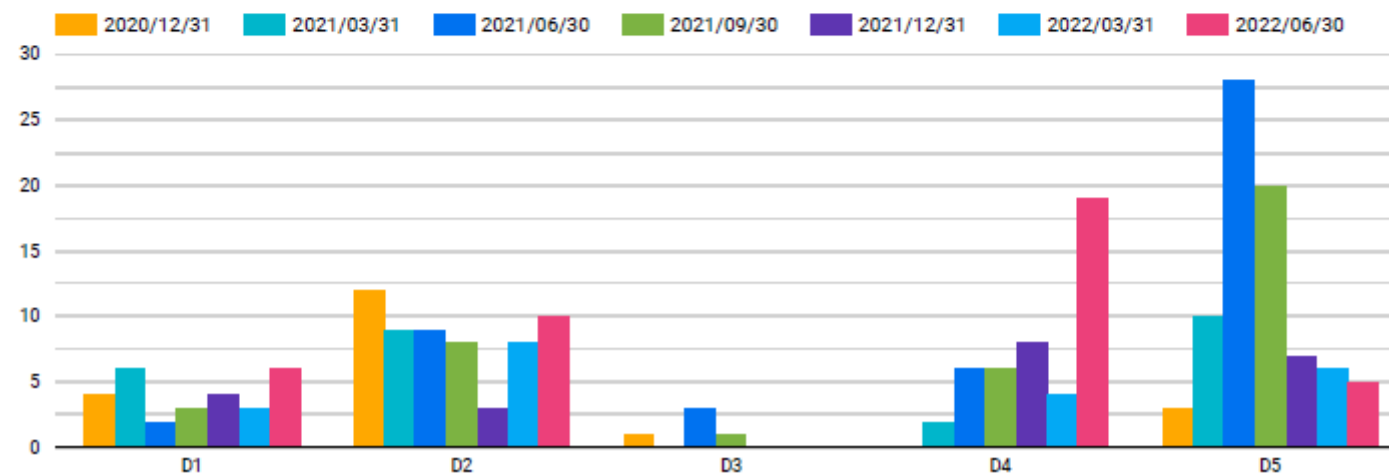
四半期毎にみた件数推移（日本）

D1:ガバナンス、D2:役職員の不正、D3:子会社/関連会社、D4:財務会計/税制上求められる報告、D5:その他



四半期毎にみた件数推移（米国）

D1:ガバナンス、D2:役職員の不正、D3:子会社/関連会社、D4:財務会計/税制上求められる報告、D5:その他



講師紹介



大山 剛/ Tsuyoshi Oyama

(株) RAF研究所 代表取締役

日本銀行にてマクロ経済分析を担当、統括。国際通貨基金政策開発局出向。それ以降2008年6月まで、日本銀行金融機構局参事役として、日本の不良債権問題の分析や、大手金融機関考査・リスク管理高度化、バーゼル2の国内実施を主導すると同時に、バーゼル委員会傘下の多くの会議メンバーとして国際的な議論に参画する。その後は大手コンサルティング会社で、主要金融機関や事業法人に対するリスク管理（特にストレステスティングの高度化やリスクアペタイト・フレームワークの構築）に係るコンサルティング・セクションを統括。2022年に株式会社RAF研究所を設立し、代表取締役に就任。

連絡先：tsuyoshi.oyama@raf-labo.co.jp

会社HP: <https://www.raf-labo.co.jp>